

## 第 2 次草津市障害者計画（案）

### <目次>

はじめに（市長巻頭言・製本段階で調整）

#### 第 1 章：計画の概要

1. 策定の趣旨
2. 位置づけ等
3. 近年の動向

#### 第 2 章：現状と課題

1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況
2. 障害者福祉施策の現状と課題

#### 第 3 章：理念と目標

1. 基本理念
2. 基本目標

#### 第 4 章：福祉の施策

1. 施策の体系
2. 施策の内容

#### 第 5 章：計画の推進

1. 進行管理の体制等
2. 各行動主体の役割（行動の指針）
3. 関係団体・機関等との連携

#### 資料編

# 第 1 章：計画の概要

---

## 1. 策定の趣旨

「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」や「児童福祉法」の改正など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、平成 24 年度に「草津市障害者計画（後期計画）」を策定する等、障害者施策について様々な事業を展開してきましたが、「草津市障害者計画（後期計画）」は平成 29 年度で計画期間満了となるため、近年の法改正等の国の動向や市民のニーズを踏まえつつ、引き続き障害者施策の充実を図っていくために、「第 2 次草津市障害者計画」を策定します。

## 2. 位置づけ等

### （1）計画の位置づけ

- 「草津市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す計画です。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）抄

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- 「草津市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「草津市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)抄

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

- 本市の上位計画である「第5次草津市総合計画」をはじめ、「草津市地域福祉計画」や「草津市健幸都市基本計画」等の関連諸計画との整合を図ります。

[図]

## (2) 計画の対象

本計画は、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、共生社会の実現を目指す計画であるため、すべての市民が計画の対象となります。

また、本計画における障害のある人の範囲は、障害者基本法第2条第1号に定められた障害者とします。ただし、具体的事業の対象となる障害のある人の範囲は個別の法令等によりそれぞれ限定されます。

なお、「障害者」「障害児」の表現については、法律用語や固有名詞として使用されている場合を除き、「障害のある人」という表記で統一しています。年齢区分を明確にする必要がある場合には、「障害のある子ども」と表記しています。

<p>障害者基本法 抄</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>
--

## (3) 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間の期間とします。

	年 度																	
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者 計画	第1次												第2次					
	(前期)						(後期)											
障害 福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期							
障害児 福祉計画													第1期		第1期			

### 3. 近年の動向

#### (1) 法制度関係

近年、以下の法制定・改正等が行われています。

- ① 「障害者の権利に関する条約」の批准 (H26. 1. 20 批准)
  - ・ 国内で条約が効力を発生 (H26. 2. 19)
  
- ② 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正 (H28. 6. 3 公布、H30. 4. 1 施行)
  - ・ 「自立生活援助」「就労定着支援」の創設
  - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)
  
- ③ 「発達障害者支援法」の改正 (H28. 6. 1 公布、H28. 8. 1 施行)
  - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
  
- ④ 「障害者差別解消法」の制定 (H25. 6. 26 公布、H28. 4. 1 施行)
  - ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止
  - ・ 合理的配慮の提供
  
- ⑤ 「成年後見制度利用促進法」の制定 (H28. 4. 15 公布、H28. 5. 13 施行)
  - ・ 成年後見制度利用促進計画の策定 (H29. 3. 24 閣議決定)
  
- ⑥ 障害者雇用促進法の改正 (H25. 6. 19 公布、H28. 4. 1 施行)
  - ・ 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
  - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し (H30. 4. 1 施行)
  
- ⑦ 「介護保険法」の改正 (H29. 6. 2 公布、H30. 4. 1 施行)
  - ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
  
- ⑧ 「ニッポン一億総活躍プラン」 (H28. 6. 2 閣議決定)
  - ・ 障害のある人、難病患者、がん患者等の活躍支援
  - ・ 地域共生社会の実現

## (2) 国・県の動き

### ① 第4次障害者基本計画 [平成29年度中に策定予定]

障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害のある人の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害のある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられます。

#### <策定のポイント>

- ・ 「障害者権利条約」「障害者基本法」に基づく基本理念や基本原則
- ・ アクセシビリティの向上、当事者本位の総合的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援等の各分野に共通する横断的視点
- ・ 命の大切さ等に係る国民の理解促進

### ② 基本指針

障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村および都道府県が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針（国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）を定めるものです。平成30年度に向けた障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容のポイントとしては、次の内容が掲げられています。

#### <基本指針見直しのポイント>

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

### ③ 県計画（滋賀県障害者プラン） [平成29年度中に一部改定予定]

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画であり、県の障害者施策の基本指針であるとともに、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画であり、具体的な施策の推進方策を示した実施計画です。平成27年3月に策定され、平成27年度から6年間で計画期間として、障害のある人もない人も誰もが共生社会の実現に向けて取組を進めています。

現プランのうち3年間の計画としている「重点施策」および「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項（障害福祉計画分）」については平成29年度で終期を迎えること、また、児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画の要素を追加する必要があるため、プランの一部が改定されます。

## 第2章：現状と課題

### 1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況

#### ① 手帳所持者数の動向

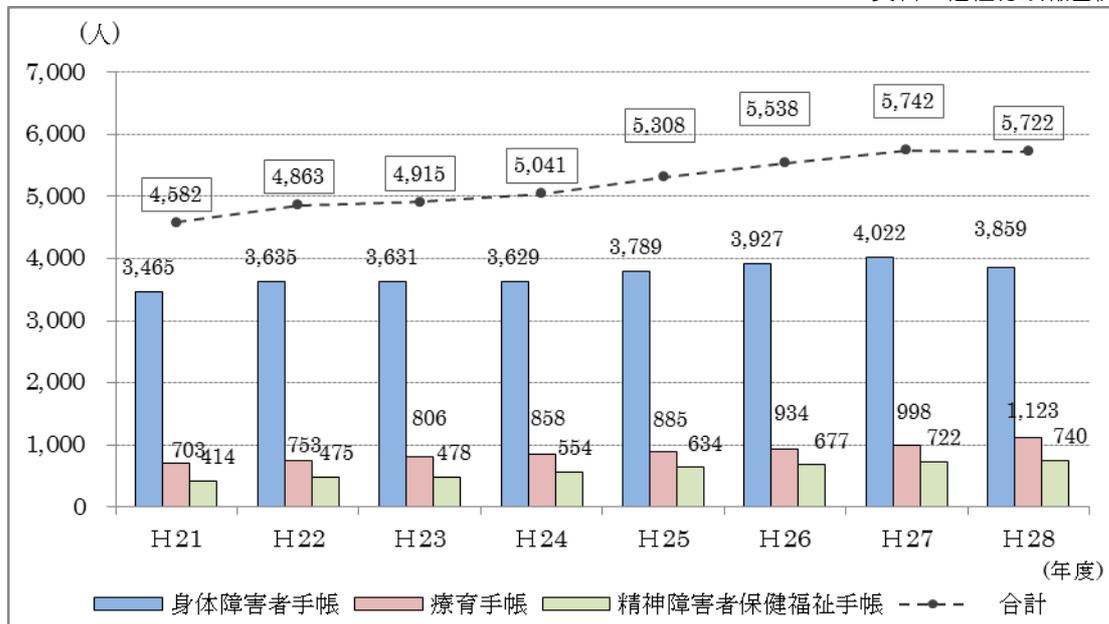
##### ◆人口と障害者手帳所持者数

(単位：人 %)

年度	草津市の人口 A	障害者手帳所持者数 B(a+b+c)	対人口比 B/A	身体障害者手帳 a	比率 a/A	療育手帳 b	比率 b/A	精神障害者保健福祉手帳 c	比率 c/A
H21年度	121,084	4,582	3.78	3,465	2.86	703	0.58	414	0.34
H22年度	123,254	4,863	3.95	3,635	2.95	753	0.61	475	0.39
H23年度	124,624	4,915	3.94	3,631	2.91	806	0.65	478	0.38
H24年度	125,879	5,041	4.00	3,629	2.88	858	0.68	554	0.44
H25年度	127,610	5,308	4.16	3,789	2.97	885	0.69	634	0.50
H26年度	128,833	5,538	4.30	3,927	3.05	934	0.72	677	0.53
H27年度	130,485	5,742	4.40	4,022	3.08	998	0.76	722	0.55
H28年度	131,846	5,722	4.34	3,859	2.93	1,123	0.85	740	0.56

(各年度末現在)

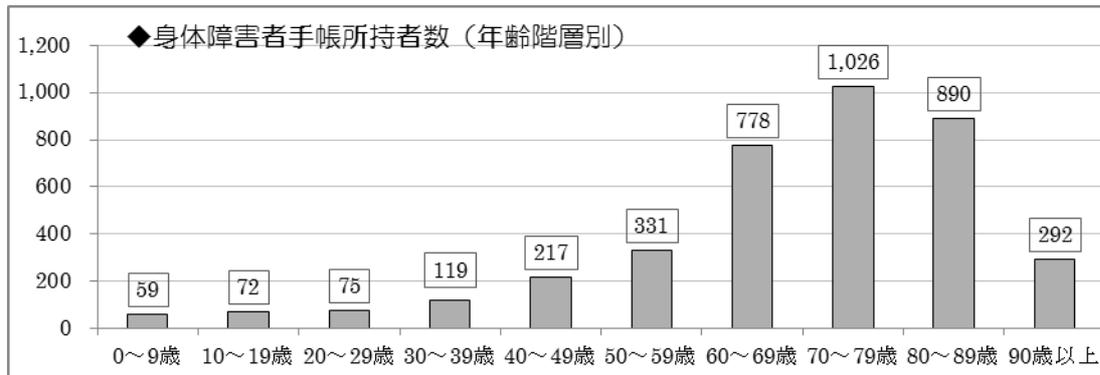
資料：福祉行政報告例



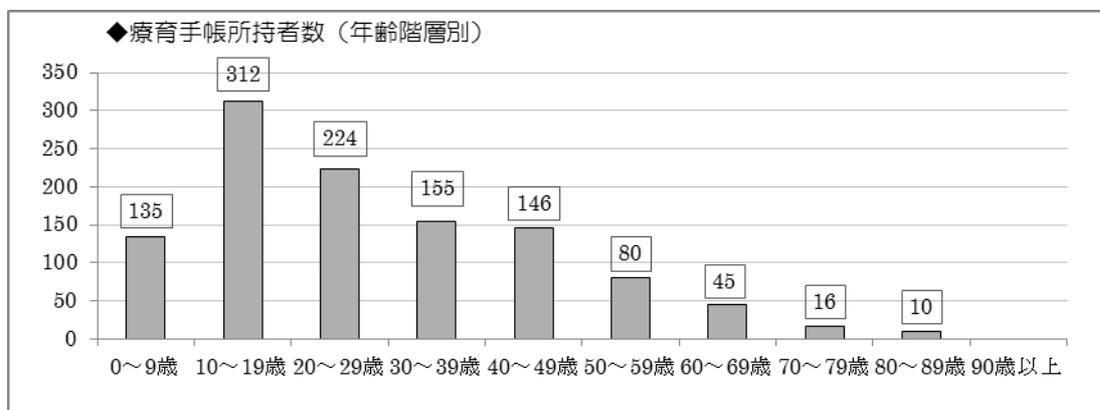
※ 平成28年度は、住民基本台帳上、死亡者について廃止処理をしましたので、身体障害者手帳所持者が減少しています。

草津市の障害者手帳所持者の総数は、平成28年度で5,722人、障害種別では、身体障害が3,859人、知的障害が1,123人、精神障害が740人となっています。手帳所持者は、人口の4.34%を占めており、市民の約23人に1人が手帳所持者あり、すべての障害種別において、概ね増加の傾向です。

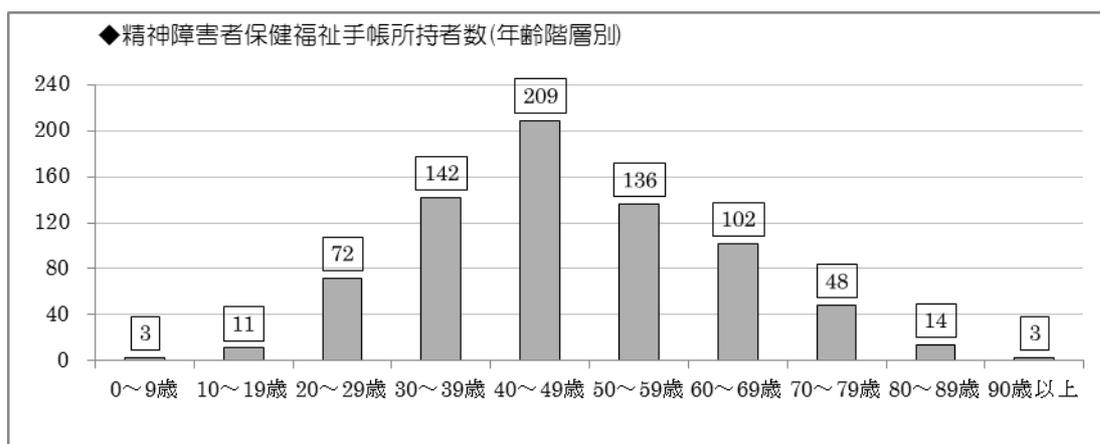
## ② 手帳所持者の年齢構成



60歳以上が全体の77.4%（2,986人）を占めています。障害のある人の加齢や、加齢に伴う手帳取得が進んでいます。



20歳未満が全体の約40%（447人）を占めています。10～19歳で特に多い理由は、就職活動などにおいて手帳の利用ニーズが高まることが一因と考えられます。



40歳以上が全体の約70%（512人）を占めています。特に40代の数が顕著となっています。

## ② 社会資源の概況

市内の障害福祉・障害児福祉サービス等事業所は、下表のとおりです。

■市内の障害福祉サービス等事業所(平成29年4月1日現在)

障害福祉サービス	事業所名	障害福祉サービス	事業所名
計画相談支援【7事業所】	ほっとココ 草津市立発達支援センター 特定非営利活動法人 ディフェンス 栄寛相談支援事業所 相談支援事業所「歩歩」 指定特定相談支援事業所わかたけ 相談支援事業所 大地	共同生活援助(グループホーム)【11事業所】	にぎやかの家 なでしこ グループホーム若竹 あったかホーム若竹 きららホーム Dear House RUMAH RUMAH 若草の家 グループホームむげん たちきの実 グループホーム・ケアホームゆかの里
地域移行支援 地域定着支援【3事業所】	ほっとココ 特定非営利活動法人 ディフェンス 栄寛相談支援事業所		特定非営利活動法人 ディフェンス 栄寛福祉サービス事業所 にぎやかステーション ケア 湖風介護サービス 有限会社 ヒューマンケア あゆみ ムラセ介護サービス事業所 草津地域福祉事業所 ヘルパーステーション みんなの家 有限会社やすらぎステーション山本 障がい者サポートセンタースマイルフレンズ あいサポートセンター アサヒサンククリーン在宅介護センター かがやきの社 メディケア訪問介護事業所 ヘルパーステーション青い鳥 ニチイケアセンター草津 ヘルパーステーション空 特定非営利活動法人 あい・ビリーブ プラスケアPeco ヘルパーステーション向日葵 アマダコロヘルパーステーション サポートデイジー ホームママ介護センター
生活介護【7事業所】	にぎやか塾 山寺作業所 障害福祉サービス事業所むつみ園 ワークパートナーきらら北山田 ワークパートナーきらら穴村 スマイルくさつ 重症心身障害者通所施設 ピアーズ	居宅介護 重度訪問介護【24事業所】	
療養介護【1事業所】	びわこ学園医療福祉センター草津		
短期入所【2事業所】	滋賀県立むれやま荘 びわこ学園医療福祉センター草津		
施設入所【1事業所】	滋賀県立むれやま荘		
自立訓練(機能訓練)【1事業所】	滋賀県立むれやま荘		
自立訓練(生活訓練)【3事業所】	障害福祉サービス事業所第二むつみ園 滋賀県立むれやま荘 フリータイム		
就労移行支援【6事業所】	ワークステーションわかたけ 障害福祉サービス事業所第二むつみ園 滋賀県立むれやま荘 滋賀障害者雇用支援センター クロスジョブ草津 スマイルプラス草津駅前センター		
就労継続支援A型【1事業所】	メイプル滋賀工場	ホームママ介護センター 訪問介護いまここケア ヘルパーステーションたんぼぼ 訪問介護事業所 るびな	
就労継続支援B型【15事業所】	にぎやか塾 にぎやか工房 若竹作業所 ワークステーションわかたけ 障害福祉サービス事業所むつみ園 障害福祉サービス事業所第二むつみ園	同行援護【10事業所】	
	ワークパートナーきらら北山田 ワークパートナーきらら穴村 みどりの風 こなんSSN シエスタ アイ・コラボレーション JALAN Workshop tetote ペーカリー&カフェ脇本陣		栄寛福祉サービス事業所 にぎやかステーション 有限会社 ヒューマンケア あゆみ 障がい者サポートセンタースマイルフレンズ あいサポートセンター ヘルパーステーション青い鳥 特定非営利活動法人 あい・ビリーブ プラスケアPeco ヘルパーステーション向日葵
		行動援護【9事業所】	

■市内の障害児福祉サービス等事業所(平成29年6月1日現在)

障害児福祉サービス	事業所名	障害児福祉サービス	事業所名
障害児相談支援 【4事業所】	ほっとココ 草津市立発達支援センター 栄寛相談支援事業所 相談支援事業所「歩歩」	放課後等デイサービス 【17事業所】	放課後等デイサービス きぼう ソラマメくらぶ ピアすまいる あろは 放課後等デイサービスげんき アフタースクールあいびーつ ともいくの森 放課後等デイサービスゆにこ青地 いまここケア放課後等デイサービス 草津地域福祉事業所みんなの家 児童デイサービスもも 草津地域福祉事業所みんなの家 放課後等デイサービス第2ももスマイル 放課後等デイサービス あおぞら ジュニアスペース・らいぶ草津 放課後デイ あみ・フルール あすなろ草津 辻義塾橋岡教室 発達支援教室 ichi5
児童発達支援 【3事業所】	草津市立発達支援センター ピアすまいる 発達支援教室 ichi5		
保育所等訪問支援 【3事業所】	草津市立発達支援センター ピアすまいる 発達支援教室 ichi5		

## 2. 障害者福祉施策の現状と課題

「障害福祉に関するアンケート調査結果」「草津市障害者計画（後期計画）の評価」「障害者団体や障害福祉サービス事業所等へのヒアリング等調査結果」を踏まえた本市の障害者福祉に係る現状と課題を、「草津市障害者計画（後期計画）」の基本的施策・施策分野に即して以下のとおり整理します。

### （1）障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤

#### ① 日常生活の基本を守る取組

##### 【現状】

- 第4期草津市障害福祉計画に基づき、湖南福祉圏域においては、地域生活支援のための相談や緊急時の受け入れおよび対応等について、面的な地域生活支援体制の強化を図っています。
- 平成24年度に湖南福祉圏域内に重症心身障害者通所施設「たいよう」が開設されました。今後、新たに重症心身障害者通所施設を整備するため、平成29年度に事業者を公募し、平成32年度の開所に向けた取組を進めています。
- 強度行動障害のある人の支援の充実のため、係る生活介護事業所への加算制度を創設しました。
- 障害福祉サービスの提供を通じて、障害のある人のニーズに対して必要な日常生活上の支援を行っています。
- 在宅生活の継続が困難な人を受け入れる住まいの場の確保や施設入所者の地域移行を促進するため、市独自の補助制度を実施して、グループホームの整備促進に努めています。
- 「草津市障害者計画（後期計画）」期間の平成24年度以降、市内で4箇所のグループホームが新規開所され、1箇所のグループホームで定員が増えました。
- 湖南地域障害児・者サービス調整会議において、障害のある人への支援体制の充実を図るため、湖南福祉圏域内の関係機関が集まり、協議や調整を行っています。
- 草津市立発達支援センター「湖の子園」において、子どもの発達状況や支援ニーズを適切に把握し、療育を実施しています。
- 法改正により、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされています。

##### 【課題】

- 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを設置し、計画相談支援等を行う事業所などの関係機関との連携・調整を図ることで、相談支援の体制を強化する必要があります。
- 重症心身障害者など医療的ケアが必要な人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むために必要なサービスが不足しています。

- 強度行動障害のある人への支援については、県制度と連携しながら、支援の必要な人に支援が継続できるような制度が求められています。
- 障害のある人とその家族の個別的で多様なニーズに対応し、障害のある人の地域生活を持続的にサポートできる福祉人材の育成や確保が求められます。
- 生活介護サービスは、重度障害のある人の日中活動の場としてのニーズが大きいサービスであり、特別支援学校卒業後の進路先としての希望が多くなっています。
- 重症心身障害者を含めた重度障害のある人に対応できる施設整備の促進や施設運営の支援が望まれています。
- 短期入所（ショートステイ）は、地域生活移行に向けた生活体験や、家族のレスパイト、本人の地域生活疲れや健康管理・維持を目的とした利用等が増えていますが、圏域内のサービス提供事業所が少なく、ニーズに十分な対応ができていません。
- 地域での生活が困難な重度の障害のある人の居住の場である入所施設については、湖南福祉圏域内では、いずれの施設も定員を超える利用となっており、施設入所が必要な人の利用が難しい状況です。
- 療養介護については、県内にサービス提供事業所が少ないため、待機者がいます。
- 地域生活への移行を促進するためにも、地域生活の場としてのグループホームのニーズは大きく、今後とも圏域での整備・定員増等の促進が必要です。また、医療的ケアの必要など、重度障害のある人への対応の充実も求められています。
- 草津市立発達支援センターと地域の障害児通所支援事業所等との連携により、重層的な障害児通所支援の体制を整備する必要があります。
- 就学時や卒業時で、支援の連続性が損なわれないよう、児童福祉、障害福祉、学校教育の連携体制を強化する必要があります。
- 各種手当や年金等の経済的支援に係る制度やサービスについて、より多くの方に周知し、適切な利用につなげる必要があります。

日常生活を支えるサービスを確保する必要がある

## ② 健やかに生きるための取組

### 【現状】

- 経過観察が必要とされる乳幼児やその保護者に対して、人との関わり等について発達支援を行い、療育や保育所・幼稚園につないでいます。
- 障害のある人が、それぞれの年齢・ライフステージに応じて、適切な医療サービスを利用できるよう、医療費の給付や公費負担制度について周知しています。
- こころの健康に関する相談を通じて、必要時には受診勧奨を行っています。
- 精神障害のある人が安心して集うことができるサロンを開催しています。

### 【課題】

- 疾病を予防し、発達等の課題や障害に早期に気づいて適切な発達支援・療育につながるため、乳幼児健康診査等の保健施策の充実が求められています。
- 病気やけが、その他の障害特性に応じた支援の充実のため、保健・医療と福祉の連携強化が求められます。
- 継続した啓発により、相談窓口等について広く市民に周知を図ることで、適切な支援につなげていく必要があります。

いのちと健康を守る必要がある

### ③ 安心してともに育ち学べる保育・教育環境

#### 【現状】

- 特別支援学級において、個別の支援計画の作成と、その内容に沿った学習プログラムの展開を行っています。
- 就学前児童を対象に「ことばの教室」を、小中学校児童生徒を対象に通級指導教室を設置して、通級指導や巡回相談を実施しています。
- 特別支援教育部会、特別支援教育コーディネーター担当者会を開催し、情報交流、相談支援および指導方法の充実を図るとともに、支援員の体制充実を進めています。
- 草津養護学校に通う草津市内の児童生徒と小中学校との交流の場を設けるなどの取組を通じて、障害と障害のある人への理解に係る福祉教育を推進しています。

#### 【課題】

- 就学前から学齢期の就学相談システムを見直すとともに、学校卒業後の社会参画につながるよう、保育・教育・福祉等の連携のもとで、切れ目のない支援体制の構築を図っていく必要があります。
- 特別な支援の必要がある子どもの保育や教育について、研修の充実を図る必要があります。
- 障害の程度や種別に応じた教育等の充実が求められています。

その人らしい発達・成長と社会参加を保障する必要がある

#### ④ 遊びや文化・スポーツ活動等に参加し親しむ機会

##### 【現状】

- 平成29年7月1日、草津市の文化・芸術の振興をより一層図るために、文化振興の基本的な理念や施策を定めた「草津市文化振興条例」を制定しました。
- 文化施設やスポーツ施設等においては、利用のしやすさの改善を図りながら、文化・芸術、スポーツに親しむ機会づくりに努めています。
- 平成32年に第16回東京パラリンピックが、また、平成36年に第24回全国障害者スポーツ大会が滋賀県で開催されることとなっています。

##### 【課題】

- 障害のある人の芸術活動については、文化部門と障害福祉部門が役割分担を行い、連携しながら推進していく必要があります。
- 当事者団体とスポーツ関係団体等との連携のもとで、障害者スポーツの振興が求められます。
- 障害のある人のニーズに応じた余暇活動支援を行う必要があります。

その人らしい発達・成長と社会参加を保障する必要がある

## ⑤ 社会参加と自己実現のニーズへの対応

### 【現状】

- 草津市立障害者福祉センターを中心に、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターやハローワーク等の関係機関と連携した就労相談や支援等を行っています。
- 就労移行支援事業所では、就労アセスメントの実施により、利用者が増加しています。一人ひとりの就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させることで的確な支援につながるよう、今後も就労アセスメントを継続します。

### 【課題】

- 法定雇用率の引き上げ等も踏まえて、一般就労への移行を図るとともに、福祉的就労における工賃の維持・向上を図っていく必要があります。
- 新たな職場開拓や職場定着のための支援の強化が求められます。
- 年齢や障害に応じた働き方ができるような支援が求められています。
- 就労継続支援B型事業所は、障害のある人にとっての就労の場としてニーズが高く、特別支援学校卒業生や一般就労が困難な新規通所者の利用希望が増えています。

その人らしい発達・成長と社会参加を保障する必要がある

## ⑥ 安心・安全に暮らせる地域

### 【現状】

- 地域とのコミュニケーションを重視し、町内会、民生委員・児童委員等との連携、情報共有できるようなネットワーク作りを進め、防犯・防災対策を推進していく必要があります。
- 障害のある人が、地域の中で安心して生活でき、共に支え合うための取組を充実させる必要があります。

### 【課題】

- 障害のある人とその家族の高齢化が進んでおり、世帯の孤立化が懸念されるほか、いわゆる「親亡き後」のこととして、本人とその家族の今後の生活に対する不安の高まりへの対策が求められています。
- 災害時に援護が必要となる障害のある人を迅速に支援ができるよう、災害時要援護者登録制度の周知や登録勧奨をより一層行う必要があります。

地域共生社会づくりを進める必要がある

## ⑦ 相談支援体制と情報受発信

### 【現状】

- 草津市立障害者福祉センターを中心として、他の相談支援事業所とも連携して相談支援を行っています。
- 計画相談支援として、障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行っています。

### 【課題】

- 障害者総合支援法では、地域における相談支援体制の強化を図るため、市町村による基幹相談支援センターの設置が位置づけられています。
- 福祉サービスを利用する障害のある人は増加しており、今後も質の高い相談支援が望まれることから、新たな相談支援事業所の参入や人材の確保に努める等、相談支援体制の充実が求められます。

日常生活を支えるサービスを確保する必要がある

### 【現状】

- 各種広報などでは、障害特性に応じた伝達手段の充実に努めています。

### 【課題】

- 障害特性に応じた情報伝達手段の充実に図るとともに、制度やサービス等についてより丁寧な情報提供が求められています。

地域共生社会づくりを進める必要がある

## (2) 障害と障害のある人への理解

### 【現状】

- 本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する草津市職員対応要領（以下「職員対応要領」という。）を定めて、職員に対し研修や啓発を行っています。
- 障害福祉課内に虐待防止センターを設置し、虐待の通報や相談への対応を行っています。
- 弁護士等の専門家から障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図っています。
- 緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護する居室の確保を行っています。

### 【課題】

- 障害と障害のある人に対しての正しい知識と理解を身につけることができるよう、広報や啓発活動、交流の機会づくり等が求められています。
- 障害者差別解消法の周知と合理的配慮に係る啓発を続けるとともに、職員対応要領の改定に伴う職員への研修や地域協議会の設置が求められています。
- 養護者による虐待においては、介護疲れや正しい知識の不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など、様々な要因があることを鑑み、障害のある人とその家族全体を地域で支えることが求められています。

差別のない社会づくりを進める必要がある

### (3) 福祉のまちづくり

#### 【現状】

- 地域共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

#### 【課題】

- 従来の、高齢・障害・児童など個別課題に対応するだけでなく、様々な課題に対し包括的かつ総合的に対応する仕組みへの転換が図られようとしており、今後、地域共生社会づくりが求められています。
- 既存の社会資源を有効に活かしながら、多様な生活のしづらさを柔軟に受け止める包括的支援体制の構築について検討していくことが求められています。
- 地域共生社会づくりや共生型施設・サービスについて、検討や対応を進めるとともに、福祉サービス利用から介護保険サービス利用への円滑な移行や高齢者福祉等に係る社会資源との連携などが求められます。
- 障害のある人とその家族のニーズは、障害程度の軽重を基本とする手帳の等級と単純に一致するものではないことから、生活のしづらさと利用できるサービスのミスマッチが大きい人に対しては、生活のしづらさを総合的に捉えて、相談支援を通して適切なサービス利用につなげる必要があります。
- 福祉サービス等の公的な制度の存在や内容・利用方法を知らない人に対して、どのようにアプローチをするかが課題となっています。

日常生活を支えるサービスを確保する必要がある

### 【現状】

- 「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて、重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化を推進しています。
- 障害のある人への配慮を欠く行動が少なからず見受けられることから、マナーやモラルを高めるソフト面からの福祉のまちづくりを推進する必要があります。

### 【課題】

- 障害と障害のある人への理解についての知識普及のための啓発活動等により、当事者からのサインに気づける地域づくりを進めるとともに、アウトリーチによる継続的な介入なども通じて、必要があれば福祉サービス等につなげるといった取り組みが求められます。
- ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、まちのバリアフリー化を推進していく必要があります。

地域共生社会づくりを進める必要がある

#### (4) 課題の総括

##### 課題1：差別のない社会づくりを進める必要がある

障害や疾病に対して正しい知識と理解を身につけるための教育や啓発活動、虐待を防止するための取組等が必要です。

##### 課題2：いのちと健康を守る必要がある

疾病の予防、保健・医療と福祉の連携、相談窓口等の周知啓発により適切な支援へつなぐこと等が必要です。

##### 課題3：日常生活を支えるサービスを確保する必要がある

相談支援事業所や関係機関との連携、重症心身障害者や強度行動障害のある人等への支援、個別のニーズに応じた支援、重度障害のある人に対応できる施設整備や施設運営、グループホームの整備、福祉と教育の連携、経済的支援に係る制度を周知するための取組等が必要です。

##### 課題4：その人らしい発達・成長と社会参加を保障する必要がある

保育・教育・福祉等の連携のもとで、成長に応じた切れ目のない支援体制の構築、教育環境の整備、文化・芸術やスポーツ振興、職場開拓や就労定着といった就労支援のための取組等が必要です。

##### 課題5：地域共生社会づくりを進める必要がある

地域福祉活動の推進、地域共生社会づくりに向けた仕組みづくり、障害特性に応じた情報伝達手段の確保、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化による福祉のまちづくりに向けた取組等が必要です。

## 第3章：理念と目標

---

本計画では、「草津市障害者計画（後期計画）」の基本理念「共に生きる社会・インクルーシブな社会の実現」と計画目標「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち」を踏まえて、以下のとおり基本理念を掲げます。

### 1. 基本理念

障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津  
～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～

#### 【基本理念の考え方】

- 「誰もがいきいきと輝けるまち」とは、  
自ら選択した地域において安心して暮らし、自らの意思で自分らしい生き方を実現し、生きがいを持ってよりよい生活を送ることができるまちのことです。
  
- 「共に生きる、インクルーシブな社会」とは、  
障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会のことです。

## 2. 基本目標

基本理念と課題を踏まえ、本市が達成を図る目標を掲げます。

### 目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

- ・ 障害と障害のある人に対する理解が広く行き渡り、すべての人の基本的人権が守られて、その人の尊厳が保たれ、人権を侵害されることがない社会を目指します。

### 目標2：いのちと健康を守ることができる

- ・ 疾病等の予防や早期発見・早期対応ができる体制を維持するとともに、ライフステージごとの健康課題を踏まえた、いのちと健康を守る保健・医療の体制が整った社会を目指します。

### 目標3：安心して日常生活がおくれる

- ・ 障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努め、相談・日常生活支援や家族等への支援に係るサービスが充実した社会を目指します。

### 目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

- ・ 保育・教育を通じた切れ目のない支援が充実し、自らの主体性を持って仲間との関わりの中でその子らしく、いきいきと発達・成長でき、すべての人の社会参加と自己実現の機会を保障する社会を目指します。

### 目標5：地域共生社会づくりが進んでいる

- ・ 地域で困難を抱えるすべての人が安心して暮らし続けられる包括的な支援体制を構築し、地域の主体的な支え合いを育むことや地域の資源を活かすことで、暮らしに安心感、生きがい、豊かさを生み出す社会を目指します。

## 第4章：福祉の施策

---

### 1. 施策の体系

5つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

#### 目標1：すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる

---

施策1：障害と障害のある人への理解の促進

施策2：権利擁護と虐待の防止

#### 目標2：いのちと健康を守ることができる

---

施策3：疾病等の予防と早期発見・早期対応

施策4：精神保健福祉対策の強化

施策5：保健・医療の充実

#### 目標3：安心して日常生活がおくれる

---

施策6：相談体制の強化

施策7：日常生活支援の充実

施策8：住まいの確保

施策9：家族等への支援の充実

施策10：経済的負担の軽減

施策11：制度の維持と適正運用

#### 目標4：ともに育ち、学び、遊び、輝ける

---

施策12：発達支援の充実

施策13：就学前教育・保育の充実

施策14：学校教育の充実

施策15：放課後児童対策の充実

施策16：文化・スポーツ活動等の促進

施策17：就労支援と雇用環境整備の促進

#### 目標5：地域共生社会づくりが進んでいる

---

施策18：情報受発信の充実

施策19：地域福祉活動の促進

施策20：バリアフリー化の推進と移動の確保

## 2. 施策の内容

それぞれの施策の内容は、以下のとおりです。

施策 1		障害と障害のある人への理解の促進				
○ すべての人の基本的人権の尊重を前提として、子どもから大人まで、誰もが、家庭や地域、学校、職場など様々な場面で、障害や疾病に対して正しい知識と理解を身につけることができるよう、障害者差別解消法の趣旨を踏まえながら、広報や啓発活動、ふれあい・交流の機会づくり等を進めます。						
達成目標	誰もが互いにその人らしさを大切にしよう地域社会となっている。					
成果指標	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（％）					
	期首値 (H. 29)	20.0	期中目標値 (H. 32)	29.0	期末目標値 (H. 35)	36.0

### <施策を構成する主な事業>

[1] 障害者福祉センター管理運営事業 [啓発事業分]	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。</li> </ul>	
[2] 各種団体活動費補助金事務	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者団体等の活動費の一部を補助することで、団体等の活動を促進します。</li> </ul>	
[3] 精神保健福祉対策事業	障害福祉課 健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>こころの健康づくりについて啓発するとともに、いっそうの市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組めます。</li> </ul>	
[4] 障害者福祉推進事務	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。</li> <li>障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を促進するとともに、既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて検討します。</li> </ul>	
[5] 体験実践活動推進事業	学校政策推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育において、体験を通じた福祉教育の充実を図ります。</li> </ul>	
[6] 人権センター自主事業	人権センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人の人権擁護のためのセミナーや、広報紙等を用いた啓発を図ります。</li> </ul>	

## 施策 2

### 権利擁護と虐待の防止

- 誰もが必要な障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、その権利擁護の仕組みの利用促進とサービス提供事業者への働きかけを行うとともに、障害のある人への虐待の防止に向けた、啓発、早期発見・早期対応を行います。

達成目標	障害のある人の権利を守る仕組みがより周知されている。					
成果指標	成年後見制度利用に係る相談実績（実人数）（人）					
	期首値 (H. 29)	28	期中目標値 (H. 32)	31	期末目標値 (H. 35)	34

#### <施策を構成する主な事業>

[7] 障害者虐待防止対策支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。</li> <li>・ 弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。</li> <li>・ 緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。</li> <li>・ 障害者虐待防止法の周知啓発を行います。</li> </ul> <p>※ 併せて、障害福祉サービス等の提供事業所に対しては、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービス提供がなされるように引き続き働きかけます。</p>	
[8] 成年後見制度利用支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。</li> <li>・ 湖南福祉圏域の状況を見極めた上で、必要に応じ市民後見人の育成に向けた検討を行います。</li> <li>・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。</li> </ul> <p>※ 併せて、市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の活用を促進します。</p>	

### 施策 3

### 疾病等の予防と早期発見・早期対応

○ 妊娠期から乳幼児期に対する保健施策の充実に努め、また、母子の健康についての知識の普及を図ります。支援が必要とされる乳幼児については、発達支援センターの利用につながります。

達成目標	発達に支援が必要な子どもに、早期・確実に適切な対応がされる。					
成果指標	乳幼児健診後のフォローの場である親子教室への参加人数 (人)					
	期首値 (H. 29)	74	期中目標値 (H. 32)	77	期末目標値 (H. 35)	81

#### <施策を構成する主な事業>

[9] 妊婦健診事業	健康増進課
・ 妊婦（母子）への健（検）診を行います。	
[10] 総合相談事業 妊娠出産包括支援事業	健康増進課
・ 母子健康手帳発行時の全妊婦相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談支援を行い、時期を通じた情報提供、禁煙・禁酒指導や産後ケア事業など母子の健康保持・増進支援に努めます。	
[11] 育児等健康支援事業	発達支援センター
・ 乳幼児健診後の発達フォローの場として親子教室を運営し、発達相談等を実施しながら早期療育につながります。	
[12] 乳幼児健診事業	健康増進課
・ 乳幼児健診を実施し、発達に支援が必要な子どもを発達相談等適切な支援へつなぎます。	

## 施策 4

### 精神保健福祉対策の強化

○ 保健活動（訪問、電話、面接相談）やこころの健康に関する相談など、市の保健施策を中心とした精神疾患の予防と早期対応に努めるとともに、保健・医療と福祉の連携による支援体制の充実を図ります。

達成目標	こころの健康についての相談が、安心して気軽にできる。					
成果指標	精神障害者サロンの利用者数（人）					
	期首値 (H. 29)	400	期中目標値 (H. 32)	450	期末目標値 (H. 35)	500
		600		650		700

※ 上段は障害者福祉センター、下段は精神障害者地域生活支援センター「風」

#### <施策を構成する主な事業>

[13] 健康づくり推進協議会・自殺対策推進会議運営事業	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進協議会の活動を通じて、学校保健や産業保健における機関・多職種連携を強化し、市全体のこころの健康づくりを推進します。</li> </ul>	
[14] 精神保健福祉対策事業 [受診勧奨分]	健康増進課 地域保健課
<ul style="list-style-type: none"> <li>こころの健康に関する相談を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら保健活動を行います。</li> </ul>	
[15] 草津市スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒への相談対応や環境調整などのため、「スクールソーシャルワーカー」を各学校に派遣します。</li> </ul>	
[16] やまびこ教育相談室運営事業	教育研究所
<ul style="list-style-type: none"> <li>「やまびこ教育相談室」において、不登校対応を中心とした、児童生徒への相談対応やカウンセリングなどを行います。</li> </ul>	
[17] 障害者福祉センター管理運営事業 [精神サロン分] 湖南地域地域活動支援センター事業 [精神サロン分]	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。</li> </ul>	

## 施策 5

### 保健・医療の充実

- 誰もが健康に毎日の生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関連携に努めます。
- 生活習慣病の予防やその重症化を防ぐことを目的とした市民の健康づくりに係る取組の中で、障害のある人への支援に努めます。

達成目標	障害のある人が、必要な医療を受けることができる。					
成果指標	自立支援医療の受給者数 (人)					
	期首値 (H. 29)	252	期中目標値 (H. 32)	265	期末目標値 (H. 35)	278
		89		92		95
		3,100		3,460		3,820

※ 上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療

#### <施策を構成する主な事業>

[18] 湖南地域広域行政組合負担金事務	健康増進課
・ 湖南広域休日急病診療所の運営のため、広域行政組合の負担金を拠出します。	
[19] かかりつけ医普及促進事業	健康増進課
・ 草津栗東医師会と連携して、医療や健康に関する疑問や質問について話をする「おでかけドクターとお気軽トーク」を実施し、かかりつけ医の普及を促進します。	
[20] 救急医療情報システム運営負担金事務	健康増進課
・ 救急医療情報システムの運営に係る負担金を拠出します。	
[21] 健康相談事業	健康増進課
・ 生活習慣病の予防ができるよう、保健師や管理栄養士が生活習慣の改善にむけての相談を実施します。	
[22] 健康診査事業	健康増進課
・ 生活習慣病の予防と早期発見・対応を目的として、各種健（検）診を実施します。	
[23] 歯科保健指導事業	健康増進課
・ 歯科保健指導の行うほか、湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会の活動を通じて、障害のある人の歯科保健の充実を図ります。	
[24] 未熟児養育医療給付事業	健康増進課
・ 出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	
[25] 自立支援医療給付事業	障害福祉課

- ・ 障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。

※ この他の医療費負担の軽減の制度として、特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費の公費負担があり、県が窓口となるため、適切な支援につながります。

## 施策 6

### 相談体制の強化

- 障害のある人とその家族に寄り添い、ライフステージに応じた様々な生活課題に対して支援できるよう、障害者福祉センターを中心に、他の相談支援事業者とも連携して、総合的な相談体制の強化・充実を図るとともに、新たな相談支援事業所の参入等について検討し、相談支援事業所の確保に努めます。
- 身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努めます。

#### <重点的に取り組むこと>

- ◎ 関係機関との連携の強化を図り、地域における総合的な相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。

達成目標	身近にどんなことも相談できるところがある。					
成果指標	障害者相談支援事業の相談件数 (件)					
	期首値 (H. 29)	37,770	期中目標値 (H. 32)	38,914	期末目標値 (H. 35)	40,092

#### <施策を構成する主な事業>

[26] 障害者福祉センター管理運営事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。</li> <li>・ 誰もが利用しやすい施設となるよう、利用者に配慮した施設管理を行います。</li> </ul>	
[27] 湖南地域地域活動支援センター事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖南福祉圏域における相談支援事業の充実を図ります。</li> </ul>	
[28] 発達支援センター運営事業 [障害児相談支援分]	発達支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、障害児相談支援給付費を支給します。</li> </ul>	
[29] 計画相談支援給付事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。</li> </ul>	
[30] 地域相談支援給付事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。</li> </ul>	
[31] 相談支援機能強化事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し相談機能の強化を図ります。</li> </ul>	

## 施策 7

### 日常生活支援の充実

- 障害のある人が、毎日の生活を自分らしく送ることができるよう、訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障害福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。
- 医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人など重度障害のある人に対し、障害特性に応じたサービス提供ができるようサービスの質の向上に努めます。

#### <重点的に取り組むこと>

- ◎ 生活介護については、特別支援学校卒業後の進路先としてのニーズが大きいことから、インクルーシブな社会環境づくりを進めるとともに、サービス量の確保を図っていきます。

達成目標	障害福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。					
成果指標	サービス等利用計画（セルフプランを含む。）の作成件数（件）					
	期首値 (H. 29)	835	期中目標値 (H. 32)	955	期末目標値 (H. 35)	1,075

#### <施策を構成する主な事業>

[32] 訪問系サービス給付事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。</li> </ul>	
[33] 日中活動系サービス等給付事業〔就労関係以外〕	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。</li> </ul>	
[34] 補装具給付事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 障害者紙おむつ助成事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。</li> <li>・ 補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成します。</li> <li>・ 在宅の常時紙おむつを必要とする重度の障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成します。</li> </ul>	
[35] 地域生活支援事業〔相談以外〕	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳員の配置など、コミュニケーション支援を行うとともに、手話奉仕員養成講座や手話ステップアップ講座を実施します。</li> <li>・ 障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度の障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。</li> <li>・ 日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。</li> </ul>	

[36] 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

健康増進課

- ・ 小児慢性特定疾病の認定を受けた人(児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人)に、日常生活用具を給付します。

## 施策 8

### 住まいの確保

- 障害のある人が、住み慣れた地域での生活を継続でき、また、施設入所者や長期入院者が地域生活へ移行できるよう、グループホームなどの住まいの場を確保するとともに、民間賃貸住宅への居住支援を促進する体制づくりに努めます。

#### <重点的に取り組むこと>

- ◎ グループホームについては、本人と家族の高齢化と相まって地域生活の場としてのニーズが大きく、サービス量の確保が必要であるため、補助制度を活用したグループホームの整備や定員増等について、一層の促進を図っていきます。

達成目標	地域で安心して住み続けられる住まいが得られる。					
成果指標	グループホームの利用者数 (人)					
	期首値 (H. 29)	82	期中目標値 (H. 32)	95	期末目標値 (H. 35)	110

#### <施策を構成する主な事業>

[37] 居住系サービス給付事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。</li> </ul>	
[38] 公営住宅建設事業	住宅課
<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の建設を通じて、障害のある人の居住の確保への寄与を図ります。</li> </ul>	
[39] 市営住宅運営事業	住宅課
<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅において、障害のある人に対する個別の入居要件を設けるとともに、車いす利用者向け住居を確保します。</li> </ul>	

## 施策 9

### 家族等への支援の充実

○ 障害のある人を日常的に介助・介護している家族等について、一時的な負担軽減や家族同士の交流促進を図ります。

達成目標	障害のある人とともに暮らす家族が安心して生活できる。					
成果指標	日中一時支援事業の利用者数 (人)					
	期首値 (H. 29)	130	期中目標値 (H. 32)	136	期末目標値 (H. 35)	142

#### <施策を構成する主な事業>

[40] 24時間対応型利用制度支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。</li> </ul>	
[41] 子育て支援事業	子ども子育て推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファミリー・サポート・センターの利用に対して助成します。</li> </ul>	
[42] 在宅重度訪問審査事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用に当たり、医学的審査が必要な場合に、訪問審査を行うための医師の派遣を行います。</li> </ul>	

## 施策 10

### 経済的負担の軽減

○ 各種手当や年金等について、手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努めて、その適切な利用を促進します。

達成目標	障害のある人の経済的負担を軽減する制度がより周知されている。					
成果指標	特別障害者手当等の受給者数（人）					
	期首値 (H. 29)	174	期中目標値 (H. 32)	184	期末目標値 (H. 35)	193

#### <施策を構成する主な事業>

[43] 高額障害福祉サービス等給付事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。</li> </ul>	
[44] 特別障害者手当等給付事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。</li> </ul>	
[45] 国民年金手続等事務	保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。</li> </ul>	
[46] 重度心身障害者老人等福祉医療助成事業 心身障害者福祉医療助成事業	保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。</li> </ul>	
[47] 精神障害者精神科通院医療助成事業	保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害のある人の通院医療に必要な費用を助成します。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。</li> </ul>	
[48] 重度障害児（者）訪問看護利用助成事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の重度障害のある子どもの訪問看護利用に係る費用を助成します。</li> </ul>	
[49] 自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の重度障害のある人が、生活行動範囲を広げ積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシーの料金の一部を助成します。</li> </ul>	
[50] 在宅重度障害者住宅改造費補助金事務	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成します。</li> </ul>	

## 施策 11

### 制度の維持と適正運用

- 草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議を通じて、障害のある人の地域生活を持続的にサポートできる福祉人材の確保等について検討するとともに、利用者ニーズを踏まえた障害福祉サービスの適正供給が保たれるよう努めます。
- 強度行動障害のある人への支援については、県制度と連携し、支援の必要な人に支援が継続できるよう制度の維持に努めます。
- 重症心身障害者に対応できる施設等の整備を促進します。
- 地域生活移行に向けた生活体験や、家族のレスパイト、本人の地域生活疲れや健康管理・維持に対応できるよう、サービスの量的な充実を図ります。

達成目標	誰もが必要な障害福祉サービスを適切に利用できる。					
成果指標	特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できない人の数（人）					
	期首値 (H. 29)	0	期中目標値 (H. 32)	0	期末目標値 (H. 35)	0

#### <施策を構成する主な事業>

[51] 福祉計画推進事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「草津市障害者計画」に基づき、インクルーシブな地域社会づくりを推進するとともに、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」による計画的な障害福祉サービス事業量の確保を図ります。</li> </ul>	
[52] 重症心身障害者通所施設運営費補助事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営を支援するため、湖南福祉圏域4市で運営費を補助します。</li> </ul>	
[53] 障害者自立支援事業所運営費補助金事務	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。</li> </ul>	
[54] 湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備します。</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助します。</li> </ul>	
[55] 障害支援区分認定事務	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や調査を行うとともに、障害者総合支援法草津市審査会を運営します。</li> </ul>	

[56] 障害者施設家賃補助事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを提供する施設を市内で賃借している場合に生ずる当該施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。</li> </ul>	
[57] 滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業 社会的事業所運営費補助事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物依存症・ひきこもりなど、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図るため、滋賀型地域活動支援センターや社会的事業所に対して運営費を補助します。</li> </ul>	

## 施策 12

### 発達支援の充実

○ 発達に支援が必要な子どもに対して、早期から適切にフォローし、療育や特別支援教育等との一貫した支援を行います。

<重点的に取り組むこと>

◎ 医療的ケアの必要な子どもに対して、関係機関と連携して、通所や訪問による支援の充実を図ります。

達成目標	発達に支援が必要な子どもが、成長に応じて切れ目のない支援を受けることができる。					
成果指標	発達支援に係る相談件数 (件)					
	期首値 (H. 29)	1, 223	期中目標値 (H. 32)	1, 337	期末目標値 (H. 35)	1, 463

<施策を構成する主な事業>

[58] 発達支援センター運営事業	発達支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。</li> <li>医療的ケアの必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。</li> </ul>	
[59] 障害児通所給付事業 [医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分]	発達支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）に係る障害児通所給付費を支給します。</li> </ul>	
[60] 湖の子園運営事業	発達支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とする乳幼児とその保護者が通園する施設「湖の子園」により、早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。</li> </ul>	

## 施策 13

### 就学前教育・保育の充実

○ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、集団での関わりをとおして子どもの発達・成長を促すとともに、巡回相談や保育所等訪問支援を実施し、特別な支援が必要な子どもと保護者への支援を充実させます。

達成目標	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けている。					
成果指標	保育所等訪問支援の利用者数（人）					
	期首値 (H. 29)	19	期中目標値 (H. 32)	22	期末目標値 (H. 35)	25

#### <施策を構成する主な事業>

[61] 幼稚園・認定こども園運営支援事業 特別支援教育推進事業 [幼稚園分]	幼児課
・ 幼稚園・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配教諭等を配置するなどの支援体制を整えます。	
[62] 保育所・認定こども園運営支援事業	幼児課
・ 保育所（園）・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配保育士等を配置するなどの支援体制を整えます。	
[63] 幼稚園・認定こども園教育指導研修事業	幼児課
・ 特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、幼稚園教諭等への研修を実施します。	
[64] 保育所・認定こども園指導研修事業	幼児課
・ 特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、保育士等への研修を実施します。	
[65] 子育て支援センター運営事業	子ども子育て推進課
・ 就学前の子どもの保護者の相談対応などを通じて、子どもが安心して個性を伸ばしていけるよう支援します。	
[66] 障害児通所給付事業 [児童発達支援、保育所等訪問支援分]	発達支援センター
・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	

## 施策 14

### 学校教育の充実

○ 障害のある子ども・ない子どもがともに学び育つ環境を充実させ、すべての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

達成目標	特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を受けられる。					
成果指標	特別な支援を必要とする子どもの個別の支援計画作成率 (特別支援教育体制整備状況調査) (%)					
	期首値 (H. 29)	89.7	期中目標値 (H. 32)	90.0	期末目標値 (H. 35)	91.0

#### <施策を構成する主な事業>

[67] 特別支援教育推進事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行うとともに、特別支援学校との交流活動を行います。</li> </ul>	
[68] 草津市教育支援委員会運営事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人・家族への教育相談・就学相談を行います。</li> </ul>	
[69] 教職員研修事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を提供できるよう、研修等を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターの技能向上を図ります。</li> </ul>	

## 施策 15

### 放課後児童対策の充実

- 放課後や学校長期休暇中、子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送れるよう支援します。
- 放課後等デイサービスにおいて、子ども一人ひとりの発達や障害に応じて質の高いサービスが提供されるようサービス提供事業所を支援します。

達成目標	障害のある子どもに、療育的支援を伴った、放課後等の生活と活動の場がある。					
成果指標	放課後等デイサービスの利用者数 (人)					
	期首値 (H. 29)	233	期中目標値 (H. 32)	365	期末目標値 (H. 35)	497

#### <施策を構成する主な事業>

[70] 障害児通所給付事業 [放課後等デイサービス分]	発達支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（放課後等デイサービス）に係る障害児通所給付費を支給します。</li> </ul>	
[71] 日中一時支援事業 [障害のある子ども分]	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期休暇中や放課後に、障害のある子どもの日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。</li> </ul>	
[72] 児童育成クラブ運営事業	子ども子育て推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童育成クラブが障害のある子どもにとって、安全で安心な生活の場となるよう、関係機関と連携を図りながら保育環境を整えます。</li> </ul>	

## 施策 16

### 文化・スポーツ活動等の促進

- 誰もが様々な文化・スポーツ・レクリエーション等の活動に親しむことができるよう、合理的配慮のもとで参加のバリアを解消し、各種活動等を通じた交流を促進します。
- 障害のある人の芸術活動については、文化部門と障害福祉部門が役割分担を行い、連携しながら推進していきます。

達成目標	日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。					
成果指標	障害者福祉センターで開催する「教養文化講座」への参加者数（人）					
	期首値 (H. 29)	2,402	期中目標値 (H. 32)	2,780	期末目標値 (H. 35)	3,217

#### <施策を構成する主な事業>

[73] 障害者福祉センター管理運営事業[余暇活動事業分]	障害福祉課
・ 障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	
[74] 障害者福祉推進事務 [全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分]	障害福祉課
・ 全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業の実施により、障害者スポーツを振興します。	
[75] 社会参加促進事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取り組みに対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。</li> <li>・ 「いきいきふれあい大運動会」の開催や障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。</li> </ul>	
[76] 図書館運営事業	図書館
・ 利用者の多様なニーズに対応した資料の収集・整備を行い、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を図ります。	
[77] 市民体育大会開催費補助事業 県民体育大会等出場支援補助事業	スポーツ保健課
・ 市民体育大会の開催を支援するとともに、県民体育大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。	

## 施策 17

### 就労支援と雇用環境整備の促進

- 働く力と意欲のある人が、その人らしい働き方ができるよう支援するとともに、雇用環境の整備を促進していきます。
- 就労移行支援事業所による就労アセスメントを実施することで就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させて的確な支援につなげます。

達成目標	いろんな「働きたい」に応える、様々な「働く場」がある。					
成果指標	一般就労した障害のある人の数（人）					
	期首値 (H. 29)	16 35	期中目標値 (H. 32)	14 38	期末目標値 (H. 35)	19 41

※ 上段は福祉施設から一般就労した者の数、下段は湖南地域障害者働き・暮らし応援センターの支援により一般就労した者の数

#### <施策を構成する主な事業>

[78] 障害者福祉センター管理運営事業 [就労相談分]	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉センターにおいて、就労相談を行います。</li> </ul>	
[79] 障害者就労促進事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖南福祉圏域において、職場開拓や定着支援等を行うために、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターへ運営費補助を行います。</li> <li>・ 湖南地域障害者働き・暮らし応援センター、ハローワーク、関係部署と連携して就労支援・就労定着支援等を行い、障害者雇用の促進に努めます。</li> <li>・ トライアル雇用、ジョブコーチ支援など障害者雇用助成制度の活用に向け、関係機関と連携して啓発や周知に取り組みます。</li> <li>・ 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」なども踏まえた工賃向上に向けて支援します。</li> </ul>	
[80] 就労移行支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。</li> </ul>	
[81] 就労継続支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。</li> </ul>	
[82] 企業内人権啓発推進事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用に係る企業理解を図るとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の機会を活用して、障害者雇用率制度等の周知啓発を行います。</li> </ul>	
[83] 精神障害者生活支援推進事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害のある人の自立や社会復帰を支援します。</li> </ul>	

[84] 職員採用事業	職員課
<ul style="list-style-type: none"><li>市役所において、誰もが働きやすい職場づくりを進めるとともに、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用の推進に努めます。</li></ul>	

## 施策 18

### 情報受発信の充実

- 障害特性に応じた情報伝達手段の充実を図るとともに、手帳交付時の窓口での情報提供等と併せて、障害福祉に係る制度やサービス等についての丁寧な情報提供に努めます。
- 障害福祉に係る制度やサービス等についての出前講座を実施します。

達成目標	多様な媒体・伝達手段が充実し、公的サービス等の情報が幅広く受信できる。					
成果指標	障害福祉に関する情報の「広報くさつ（年22回発行）」への掲載回数（回）					
	期首値 (H. 29)	13	期中目標値 (H. 32)	14	期末目標値 (H. 35)	15

#### <施策を構成する主な事業>

[85] 人にやさしい広報作成事業	広報課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人へ市政情報を提供し、社会参加を促進するため、広報紙の点字版や声の広報、市ウェブサイトの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。</li> </ul>	
[86] 点字新聞購読費助成事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。</li> </ul>	

## 施策 19

### 地域福祉活動の促進

- 地域に住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、地域福祉活動を促進します。
- 「草津市地域福祉計画」に基づき、市民や行政、関係団体等が互いに連携し、地域福祉を推進します。

達成目標	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。					
成果指標	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数 (件)					
	期首値 (H. 29)	677	期中目標値 (H. 32)	761	期末目標値 (H. 35)	854

#### <施策を構成する主な事業>

[87] 社会福祉事業	健康福祉政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会をはじめ、様々な主体と連携し取り組みます。</li> <li>地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会におけるボランティア活動を促進します。</li> <li>障害のある人も地域の担い手として活躍できるよう、各サービス提供事業者等の地域貢献活動を推進します。</li> </ul>	
[88] 障害福祉推進事務 [災害時要援護者登録制度分] 防災対策事業	障害福祉課 健康福祉政策課 危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。</li> </ul>	
[89] 防犯対策事業 自主防災組織育成事業	危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。</li> </ul>	
[90] 孤立化防止対策事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。</li> </ul>	
[91] 障害者相談員活動事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。</li> </ul>	
[92] 生活支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。</li> </ul>	

[93] 障害者福祉センター管理運営事業 [交流事業分]	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。</li> </ul>	
[94] コミュニティハウス整備事業	まちづくり協働課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の支え合いの拠点となる町内会の集会所のバリアフリー化を支援します。</li> </ul>	

## 施策 20

### バリアフリー化の推進と移動の確保

- 年齢、性別、障害や病気の有無などにかかわらず、すべての人にとって快適に生活できるまちづくりを具現化するユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、まちのバリアフリー化を推進します。
- 障害のある人の外出を促進するために、障害の特性等を踏まえた移動手段の確保に努めるなど、移動の円滑化を推進します。

達成目標	行きたいところに安全かつスムーズに移動できる。					
成果指標	バリアのないまちづくりの満足度（市民意識調査）（％）					
	期首値 (H. 29)	20.0	期中目標値 (H. 32)	26.0	期末目標値 (H. 35)	32.0

#### <施策を構成する主な事業>

[95] バリアフリー基本構想推進事業	交通政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について進捗管理を行い、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進します。</li> </ul>	
[96] 福祉有償輸送運営事業	交通政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用します。</li> </ul>	
[97] 社会参加促進事業〔自動車改造分【本人運転】〕 自動車改造支援事業	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度身体障害者が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。</li> <li>・ 重度身体障害者の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。</li> </ul>	

## 第5章：計画の推進

---

### 1. 進行管理の体制等

本計画の進行管理については、障害福祉課が主管し、計画に基づく施策・事業の推進に必要な事項に係る審議は、草津市障害者施策推進審議会で行います。また、毎年度当初に、施策・事業に係る行政内部の評価を行い、その結果を審議会に報告して外部評価を得るものとします。評価の結果および計画期末の評価については、ウェブページ等を通じて広く公表します。

### 2. 各行動主体の役割（行動の指針）

#### （1）行政の役割

- 生活支援のためのサービス充実と適切なケアマネジメントによるサービス提供を図ります。
- 障害のある人が社会参加できる環境を整え、個々の能力を発揮できる機会づくりに努めます。
- ふれあい・交流の場づくりに努めるとともに、様々な機会を利用して、障害と障害のある人についての理解の促進に努めます。

#### （2）市民・地域の役割

- 自らの意思に基づいて、自己実現と社会参加のため積極的に行動します。
- 障害のある人の社会参加をサポートするボランティア活動等に参加します。
- ふれあい・交流の機会に積極的に参加します。

#### （3）事業者等の役割

- 障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。
- ニーズに即したサービスの量と質の確保、向上を図ります。
- 家族へのサポート・相談を充実させます。
- 地域とのふれあい、交流の機会をつくります。

### 3. 関係団体・機関等との連携

#### (1) 関係団体等との連携

- 障害者団体、サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの地域の関係団体等と相互に連携を図り、障害のある人に関する情報収集や情報提供に努めます。

#### (2) 国・県・湖南福祉圏域の各市との連携

- 今後も障害者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。
- 保健・医療・雇用など、広域的な対応が求められるものについては、湖南福祉圏域の各市との連携を保ちながら、障害福祉等のサービス基盤の充実と安定確保に努めます。

## 資料編



# 統計等による概況

## 1 身体障害者の推移

① 障害等級別の身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

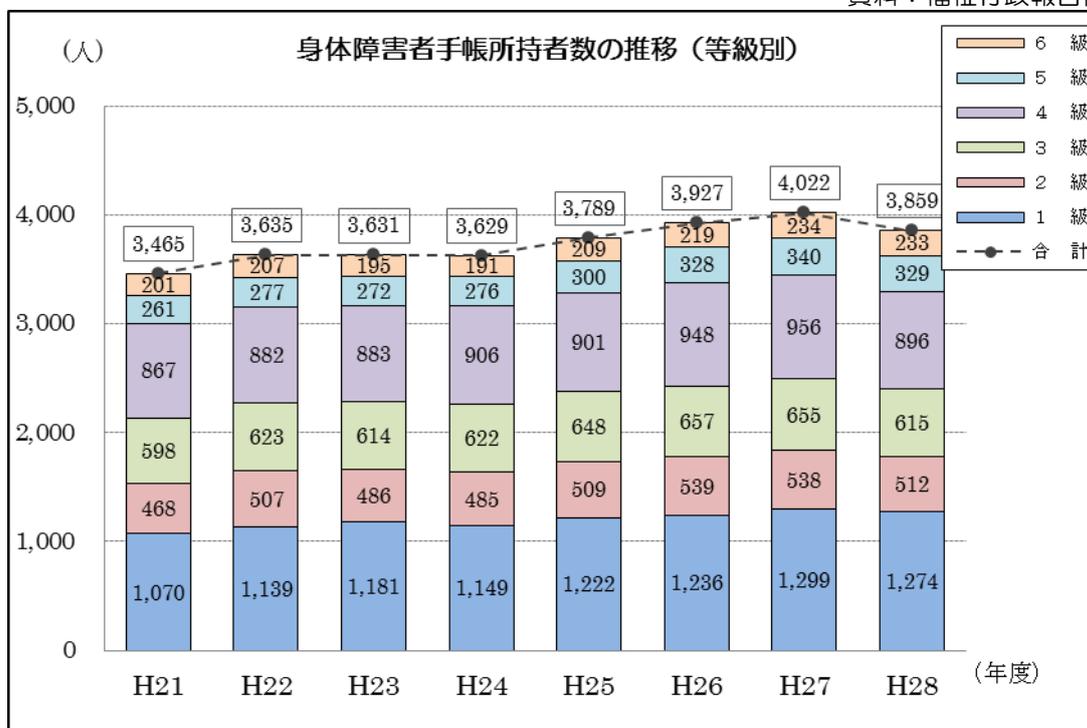
人数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1級	1,082	1,070	1,139	1,181	1,149	1,222	1,236	1,299	1,274
2級	492	468	507	486	485	509	539	538	512
3級	587	598	623	614	622	648	657	655	615
4級	836	867	882	883	906	901	948	956	896
5級	249	261	277	272	276	300	328	340	329
6級	204	201	207	195	191	209	219	234	233
合計	3,450	3,465	3,635	3,631	3,629	3,789	3,927	4,022	3,859

(単位：%)

割合	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1級	31.4	30.9	31.3	32.5	31.7	32.3	31.5	32.3	33.0
2級	14.3	13.5	13.9	13.4	13.4	13.4	13.7	13.4	13.3
3級	17.0	17.3	17.1	16.9	17.1	17.1	16.7	16.3	15.9
4級	24.2	25.0	24.3	24.3	25.0	23.8	24.1	23.8	23.2
5級	7.2	7.5	7.6	7.5	7.6	7.9	8.4	8.5	8.5
6級	5.9	5.8	5.7	5.4	5.3	5.5	5.6	5.8	6.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1・2級の割合	45.6	44.4	45.3	45.9	45.0	45.7	45.2	45.7	46.3

(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例



身体障害者は増加傾向ですが、平成28年度は台帳を整理したため減少しています。平成28年度では、身体障害者数全体の約46%（1,786人）が手帳1級・2級の重度障害者です。ここ数年は5、6級の軽度の方の手帳取得が進んでいます。

②障害部位別の身体障害者手帳所持者数

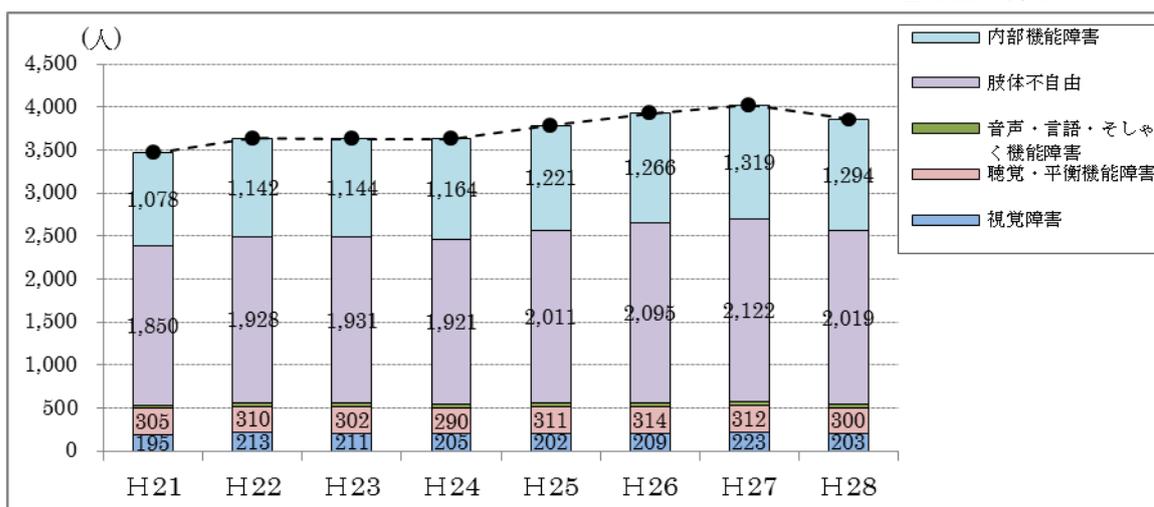
(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障害	195	213	211	205	202	209	223	203
聴覚・平衡機能障害	305	310	302	290	311	314	312	300
音声・言語・そしゃく機能障害	37	42	43	49	44	43	46	43
肢体不自由	1,850	1,928	1,931	1,921	2,011	2,095	2,122	2,019
心臓障害	629	653	657	663	690	711	736	718
じん臓障害	239	258	259	263	287	297	311	328
呼吸器障害	57	59	53	56	65	65	71	65
膀胱・直腸・免疫不全	153	160	166	173	168	180	187	170
肝臓障害(※1)		12	9	9	11	13	14	13
内部機能障害 小計	1,078	1,142	1,144	1,164	1,221	1,266	1,319	1,294
合計	3,465	3,635	3,631	3,629	3,789	3,927	4,022	3,859

(単位：%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障害	5.6	5.9	5.8	5.6	5.3	5.3	5.5	5.3
聴覚・平衡機能障害	8.8	8.5	8.3	8.0	8.2	8.0	7.8	7.8
音声・言語・そしゃく機能障害	1.1	1.2	1.2	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1
肢体不自由	53.4	53.0	53.2	52.9	53.1	53.3	52.8	52.3
心臓障害	18.2	18.0	18.1	18.3	18.2	18.1	18.3	18.6
じん臓障害	6.9	7.1	7.1	7.2	7.6	7.6	7.7	8.5
呼吸器障害	1.6	1.6	1.5	1.5	1.7	1.7	1.8	1.7
膀胱・直腸・免疫不全	4.4	4.4	4.6	4.8	4.4	4.6	4.6	4.4
肝臓障害(※1)		0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
内部機能障害 小計	31.1	31.4	31.5	32.1	32.2	32.2	32.8	33.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末現在)



※肝臓の機能障害により日常生活活動が制限される方が、平成22年4月から新たに身体障害者手帳の交付対象となりました。

平成28年度では、車いすや歩行器使用者等の肢体不自由が2,019人(52.3%)、内部機能障害のうちペースメーカーなどの心臓機能障害が718人(18.6%)、人工透析などの腎臓機能障害328人(8.5%)と続きます。内部機能障害の占める割合が増加しています。

## 2 知的障害者の推移

◆総合判定別の療育手帳所持者数

(単位：人)

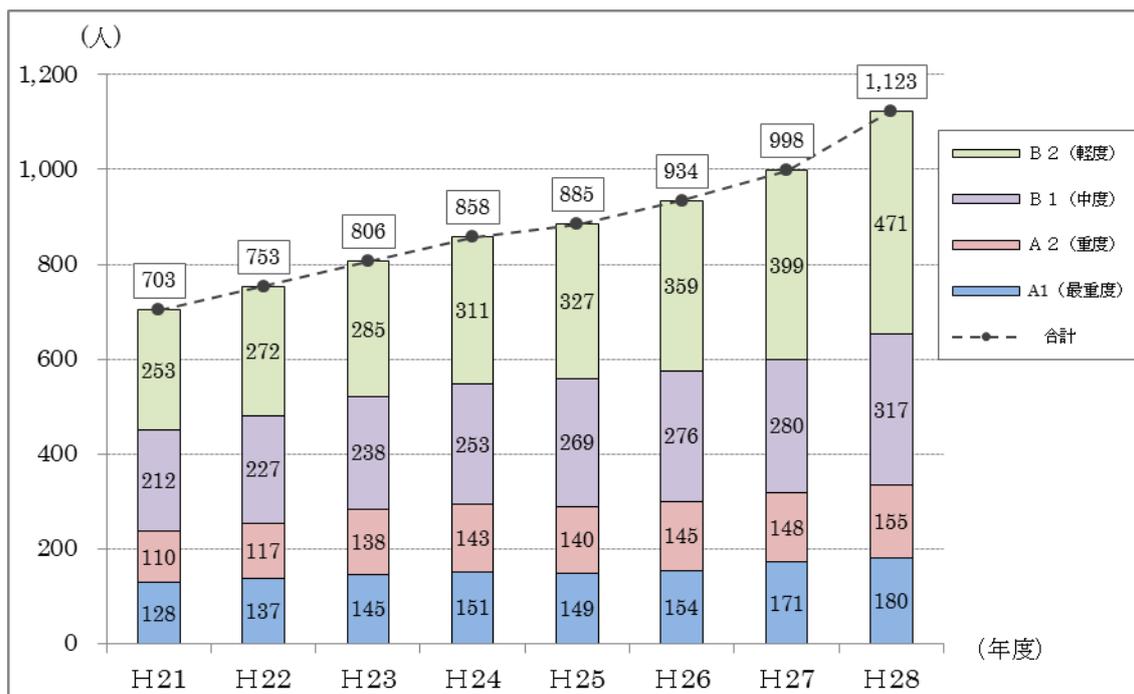
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
A1 (最重度)	128	137	145	151	149	154	171	180
A2 (重度)	110	117	138	143	140	145	148	155
B1 (中度)	212	227	238	253	269	276	280	317
B2 (軽度)	253	272	285	311	327	359	399	471
合計	703	753	806	858	885	934	998	1,123
前年度増加率	1.05	1.07	1.07	1.06	1.03	1.06	1.07	1.13

(単位：%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
A1 (最重度)	18.2	18.2	18.0	17.6	16.8	16.5	17.1	16.0
A2 (重度)	15.6	15.5	17.1	16.7	15.8	15.5	14.8	13.8
B1 (中度)	30.2	30.1	29.5	29.5	30.4	29.6	28.1	28.2
B2 (軽度)	36.0	36.1	35.4	36.2	36.9	38.4	40.0	41.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例



知的障害者は増加傾向となっています。平成28年度では、全体の約30% (335人) が手帳A1・A2の重度障害者となっています。近年は、軽度 (B2) の知的障害者が増加しています。

### 3 精神障害者の推移

#### ◆等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

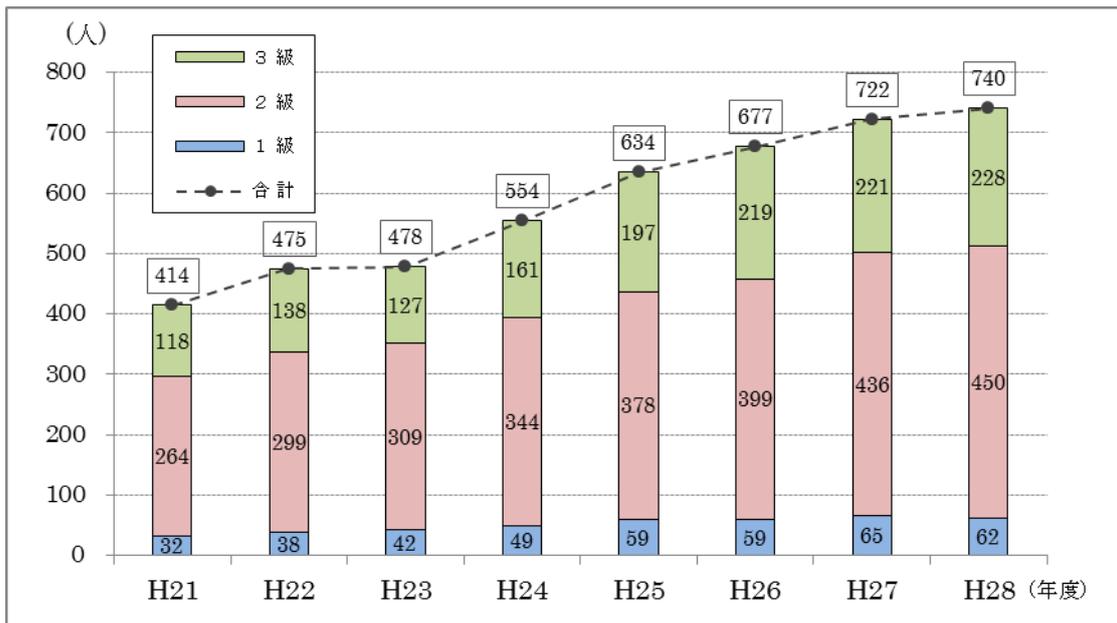
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1 級	32	38	42	49	59	59	65	62
2 級	264	299	309	344	378	399	436	450
3 級	118	138	127	161	197	219	221	228
合計	414	475	478	554	634	677	722	740
前年度増加率	1.13	1.15	1.01	1.16	1.14	1.07	1.07	1.02

(単位：%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1 級	7.7	8.0	8.8	8.8	9.3	8.7	9.0	8.4
2 級	63.8	62.9	64.6	62.1	59.6	58.9	60.4	60.8
3 級	28.5	29.1	26.6	29.1	31.1	32.3	30.6	30.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度末現在)

資料：障害福祉課調べ



精神障害者は増加傾向となっています。平成28年度では、全体の約69.2%（512人）が手帳1級・2級の重度障害者となっています。近年は、中度から軽度の精神障害者が増加傾向となっています。

## 4 年齢階層別手帳所持者数

①身体障害者手帳所持者数（年齢階層別）

（単位：人）

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴/平	音言そ	肢体	内部
0～9歳	33	8	7	9	0	2	59	3	5	0	33	18
10～19歳	35	13	12	10	1	1	72	3	10	1	46	12
20～29歳	34	16	8	10	3	4	75	3	7	3	42	20
30～39歳	47	26	13	16	9	8	119	4	19	4	54	38
40～49歳	68	44	31	32	28	14	217	16	20	2	127	52
50～59歳	105	56	51	65	33	21	331	17	29	4	184	97
60～69歳	268	91	116	187	71	45	778	46	31	8	420	273
70～79歳	339	117	168	248	88	66	1,026	43	58	14	514	397
80～89歳	267	99	157	239	74	54	890	52	78	7	451	302
90歳以上	78	42	52	80	22	18	292	16	43	0	148	85
合計	1,274	512	615	896	329	233	3,859	203	300	43	2,019	1,294
うち60歳未満	322	163	122	142	74	50	873	46	90	14	486	237
うち60歳以上	952	349	493	754	255	183	2,986	157	210	29	1,533	1,057
60歳未満	25.3%	31.8%	19.8%	15.8%	22.5%	21.5%	22.6%	22.7%	30.0%	32.6%	24.1%	18.3%
60歳以上	74.7%	68.2%	80.2%	84.2%	77.5%	78.5%	77.4%	77.3%	70.0%	67.4%	75.9%	81.7%

資料：福祉行政報告例・障害福祉課調べ

※ 障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴/平」は聴覚・平衡機能障害、「音言そ」は音声・言語・そしゃく機能障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。

また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）方については、代表的な障害部位で計上しています。

②療育手帳所持者数（年齢階層別）

（単位：人）

区分	A1	A2	B1	B2	計
0～9歳	23	20	29	63	135
10～19歳	42	38	79	153	312
20～29歳	37	32	70	85	224
30～39歳	30	25	45	55	155
40～49歳	23	19	47	57	146
50～59歳	13	11	25	31	80
60～69歳	6	5	15	19	45
70～79歳	4	3	4	5	16
80～89歳	2	2	3	3	10
90歳以上	0	0	0	0	0
合計	180	155	317	471	1,123

資料：福祉行政報告例・障害福祉課調べ

③精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	計
0～9歳	0	2	1	3
10～19歳	0	6	5	11
20～29歳	1	34	37	72
30～39歳	5	92	45	142
40～49歳	11	132	66	209
50～59歳	10	80	46	136
60～69歳	19	60	23	102
70～79歳	11	32	5	48
80～89歳	4	10	0	14
90歳以上	1	2	0	3
合計	62	450	228	740

資料：障害福祉課調べ

## 5 障害支援区分の認定

### ◆障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
区分1	83	89	70	72	71	53	32
身体障害者	5	6	4	6	4	6	2
知的障害者	33	33	28	26	29	23	17
精神障害者	45	50	38	40	38	24	13
区分2	142	125	109	95	105	134	137
身体障害者	30	23	13	11	10	15	15
知的障害者	74	76	69	60	61	68	61
精神障害者	38	26	27	24	34	51	61
区分3	94	91	85	81	83	73	81
身体障害者	13	12	16	17	19	18	15
知的障害者	58	59	52	48	49	45	52
精神障害者	23	20	17	16	15	10	14
区分4	71	64	51	48	63	62	63
身体障害者	8	9	7	7	9	17	11
知的障害者	52	49	39	37	47	39	42
精神障害者	11	6	5	4	7	6	10
区分5	54	61	60	57	60	66	60
身体障害者	13	15	12	9	13	24	15
知的障害者	40	44	46	46	45	41	43
精神障害者	1	2	2	2	2	1	2
区分6	68	70	71	75	87	104	117
身体障害者	24	24	23	24	26	29	31
知的障害者	44	46	48	51	61	74	85
精神障害者	0	0	0	0	0	1	1
合計	512	500	446	428	469	492	490
身体障害者	93	89	75	74	81	109	89
知的障害者	301	307	282	268	292	290	300
精神障害者	118	104	89	86	96	93	101
割合	100	100	100	100	100	100	100
身体障害者	18.16	17.80	16.82	17.29	17.27	22.15	18.16
知的障害者	58.79	61.40	63.23	62.62	62.26	58.94	61.22
精神障害者	23.05	20.80	19.96	20.09	20.47	18.90	20.61

(各年度末現在)

資料：障害福祉課調べ

※ 障害支援区分の認定は18才以上の障害のある人を対象としています。

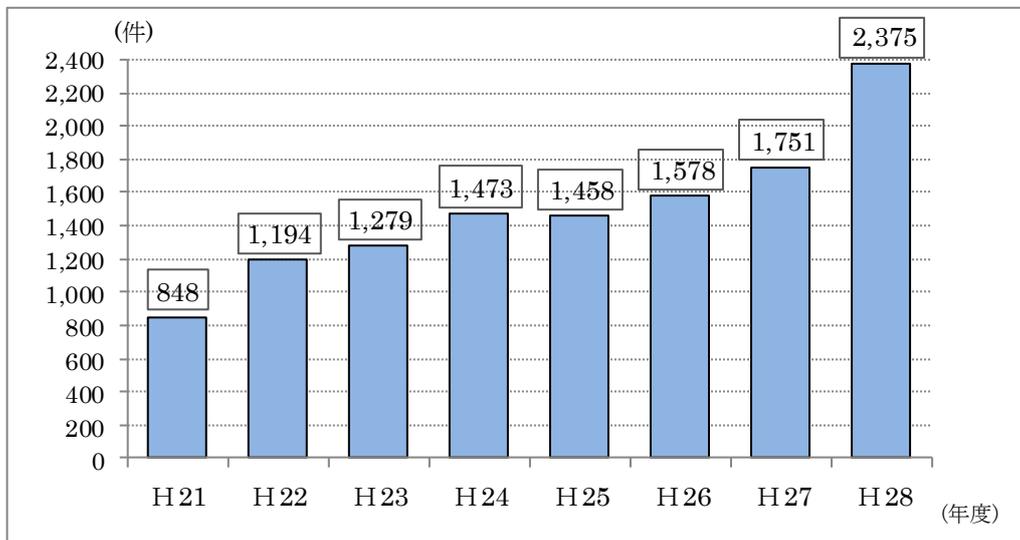
※ 平成26年4月から、障害程度区分が障害支援区分となりました。

知的障害者の割合が増加しています。区分5、6の重度の認定が増えてきている一方で、区分1の認定は減っています。

## 6 医療・保健の概況

### ①自立支援医療

#### ◆更生医療

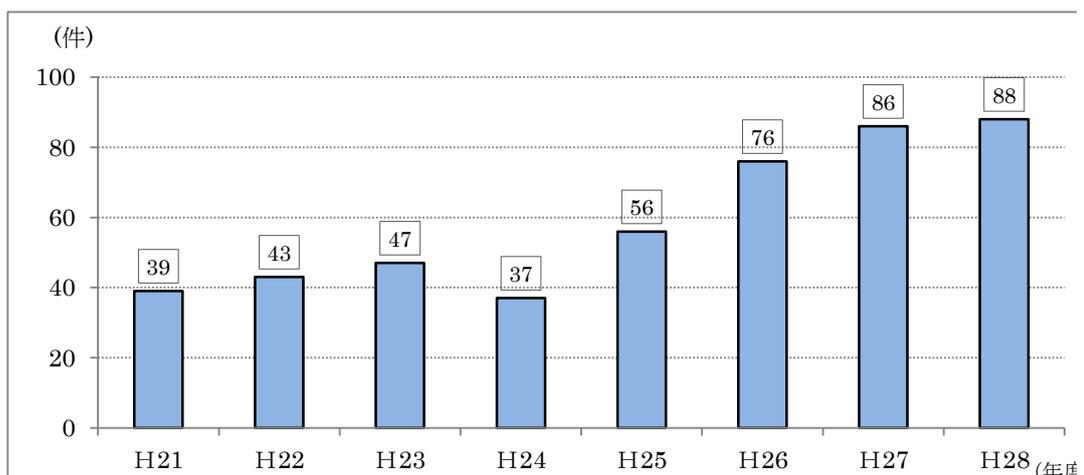


(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例

加齢等に伴う身体障害者数の増加により、利用者が増えています。人工透析、ペースメーカー埋め込み術、人工関節施行術などが該当しますが、特に人工透析は腎臓機能障害者の増加により、対象となる方が増えています。

#### ◆育成医療

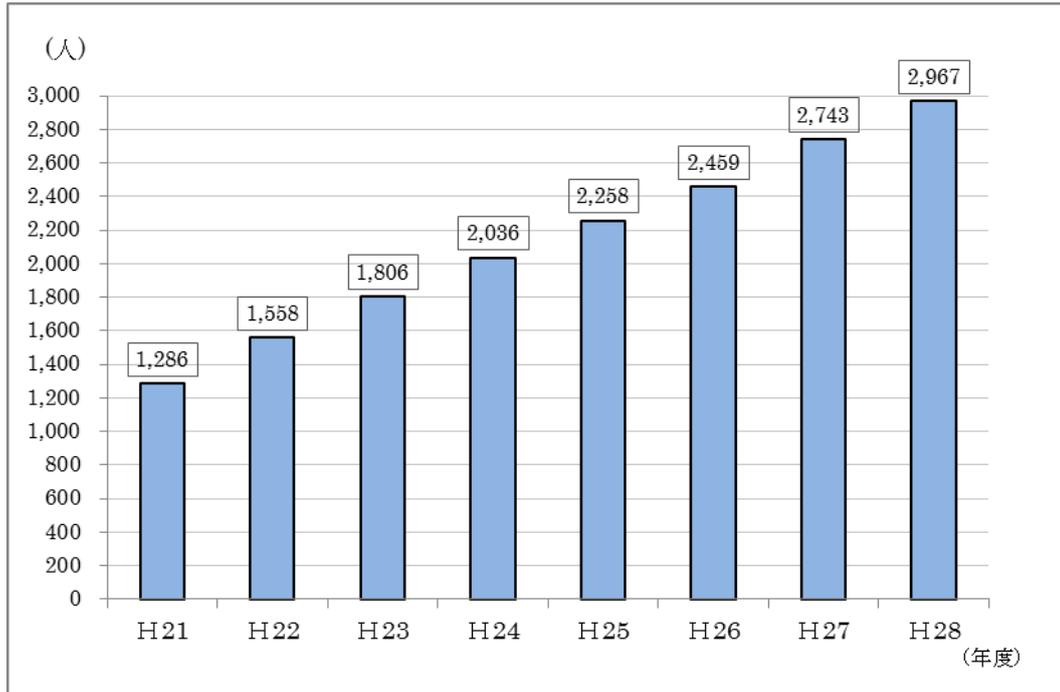


(各年度末現在)

資料：福祉行政報告例

制度の普及により利用者が増えています。心臓手術、歯科矯正などが該当します。

◆精神通院医療



(各年度末現在)

資料：障害福祉課調べ

精神科に継続通院している人の数が著しく増加しています。毎年240人程度増加しており、平成28年度は、2,967人となっています。

②精神保健対策

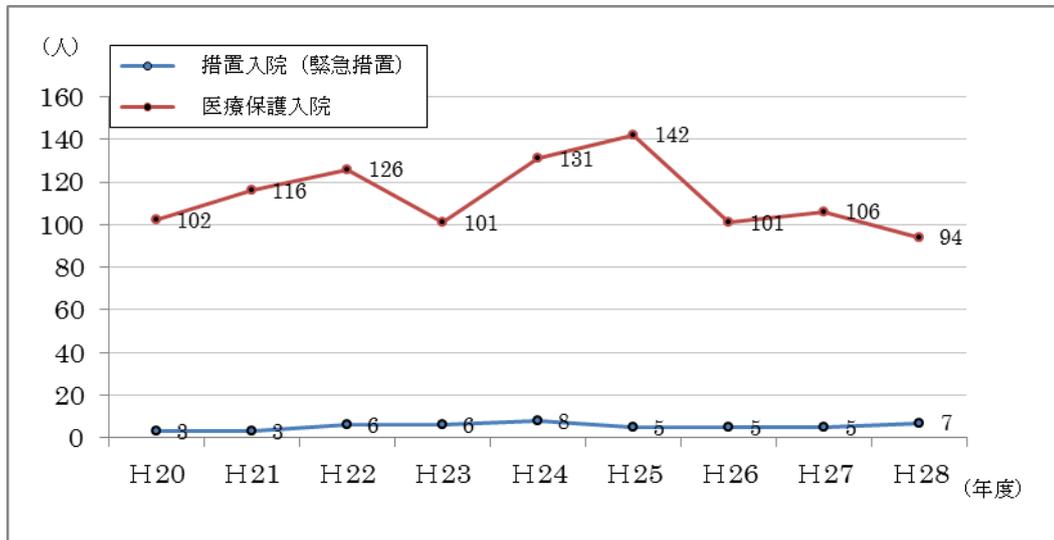
■入院患者数の推移

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
措置入院(緊急措置)	3	3	6	6	8	5	5	5	7
医療保護入院	102	116	126	101	131	142	101	106	94

(各年度末現在)

資料：草津保健所



# 障害等のある幼児・児童・生徒の推移等

## 1 就学前児童の状況

①保育所、認定こども園（保育認定）における障害児保育

(単位：園 人 %)

項目		年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公立	園数		6	6	6	6	6	6	6	7	7
	園児	人	588	620	643	635	628	619	633	663	686
	加配対象園児	人	44	39	35	31	42	45	42	41	43
	対比	%	7.5	6.3	5.4	4.9	6.7	7.3	6.6	6.2	6.3
私立	園数		12	12	12	13	13	13	13	16	17
	園児	人	1,648	1,709	1,754	1,917	2,071	2,135	2,221	2,425	2,694
	加配対象園児	人	44	42	47	49	57	52	47	40	51
	対比	%	2.7	2.5	2.7	2.6	2.8	2.4	2.1	1.6	1.9
合計	園数		18	18	18	19	19	19	19	23	24
	園児	人	2,236	2,329	2,397	2,552	2,699	2,754	2,854	3,088	3,380
	加配対象園児	人	88	81	82	80	99	97	89	81	94
	対比	%	3.9	3.5	3.4	3.1	3.7	3.5	3.1	2.6	2.8

(各年5月1日現在)

資料：幼児課

※ 平成28年度から認定こども園の園数（公立2園、私立1園）を計上しています。ただし、認定こども園の園児数については保育認定を上記の障害児保育で、教育認定を下記の障害児教育で計上しています。

②公立幼稚園、認定こども園（教育認定）における障害児教育

(単位：園 人 %)

項目		年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
園児	人		785	776	790	793	725	778	775	818	818
加配対象園児	人		37	39	32	32	40	45	54	57	53
対比	%		4.7	5.0	4.1	4.0	5.5	5.8	7.0	7.0	6.5

(各年5月1日現在)

資料：幼児課

保育所、保育認定の認定こども園の加配対象児については、平成29年度は94人であり、約36人に1人の割合となっています。公立幼稚園、教育認定の認定こども園の加配対象児については、平成29年度は53人であり、約15人に1人の割合となっています。

## 2 学校教育の状況

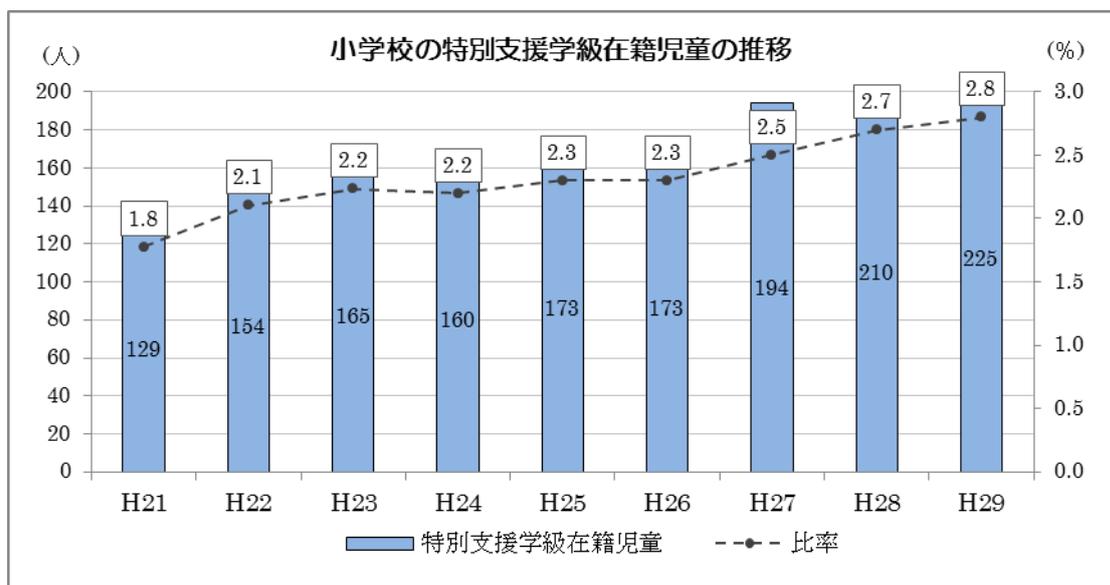
### ①公立小学校の特別支援教育

(単位：CL 人 %)

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実学級	CL	266	270	277	280	289	295	304	311	314
特別支援学級	CL	34	39	41	40	42	45	47	50	52
児童	人	7,259	7,317	7,378	7,365	7,495	7,567	7,715	7,818	7,964
普通学級在籍児童	人	7,130	7,163	7,213	7,205	7,322	7,394	7,521	7,608	7,739
特別支援学級在籍児童	人	129	154	165	160	173	173	194	210	225
対比	%	1.8	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.7	2.8

(各年5月1日現在)

資料：学校教育課



特別支援学級在籍児童については、年々増加傾向にあります。平成29年度は225人であり、約35人に1人の割合となっています。

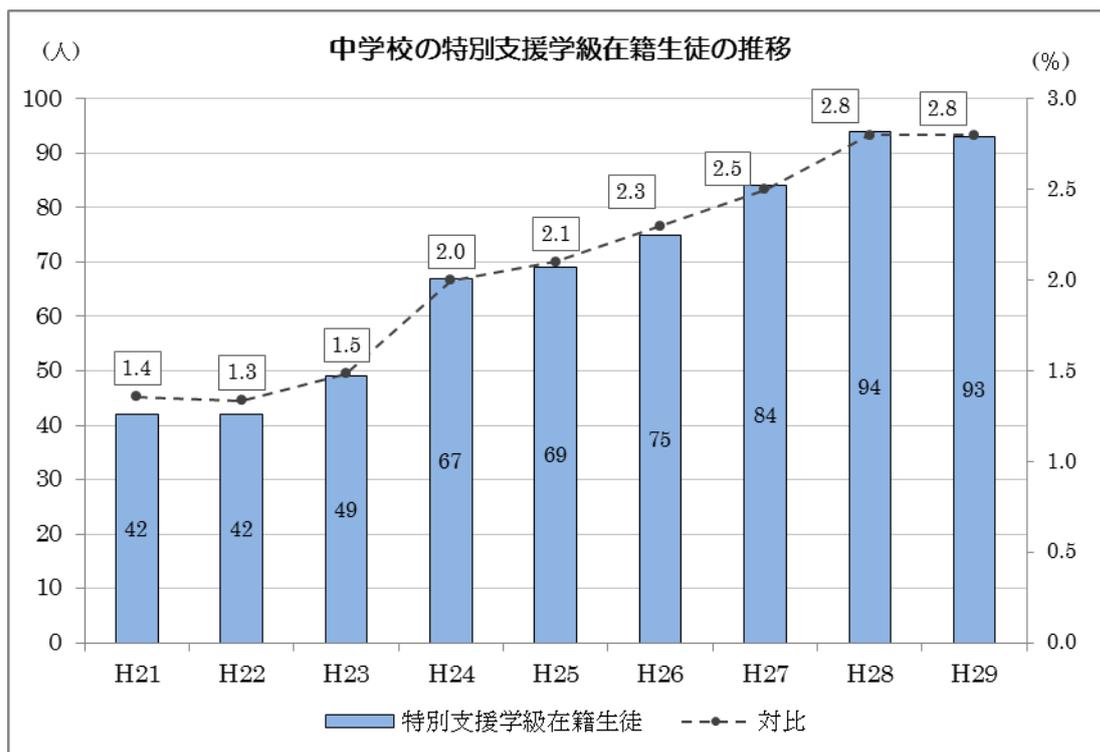
②公立中学校の特別支援教育

(単位：CL 人 %)

項目	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実学級	CL	103	104	106	111	120	122	118	123	122
特別支援学級	CL	16	15	14	20	20	22	18	21	19
生徒	人	3,094	3,148	3,301	3,278	3,298	3,266	3,317	3,341	3,380
特別支援学級在籍生徒	人	42	42	49	67	69	75	84	94	93
対比	%	1.4	1.3	1.5	2.0	2.1	2.3	2.5	2.8	2.8

(各年5月1日現在)

資料：学校教育課



特別支援学級在籍生徒については、年々増加傾向にあります。平成29年度は93人であり、約36人に1人の割合となっています。

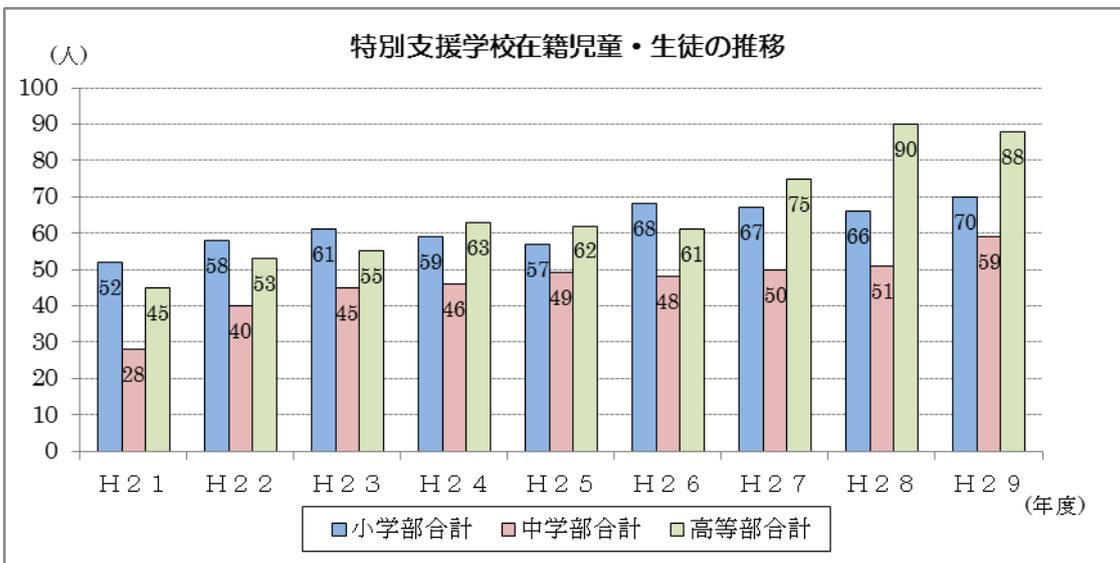
### 3 特別支援学校の児童・生徒

(単位 人)

区分	学校	年度									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
小学部	滋賀県立盲学校	0	1	0	0	0	1	1	1	1	
	滋賀県立聾話学校	3	4	6	6	6	5	3	4	2	
	滋賀県立草津養護学校	49	53	55	53	51	62	62	61	67	
	滋賀県立三雲養護学校	/	/	/	/	/	/	1	0	0	
	合計	52	58	61	59	57	68	67	66	70	
中学部	滋賀県立盲学校	1	3	2	2	0	0	0	0	0	
	滋賀県立聾話学校	1	0	0	0	1	2	3	2	1	
	滋賀県立草津養護学校	26	37	43	44	48	46	44	46	57	
	滋賀県立三雲養護学校	/	/	/	/	/	/	3	3	1	
	合計	28	40	45	46	49	48	50	51	59	
高等部	滋賀県立盲学校	1	0	2	2	2	1	2	0	1	
	滋賀県立聾話学校	1	2	2	1	0	0	0	1	2	
	滋賀県立草津養護学校	39	43	43	53	55	55	57	66	60	
	滋賀県立甲南高等養護学校	4	8	7	6	4	5	4	3	4	
	滋賀県立三雲養護学校	/	/	/	/	/	/	10	14	12	
	滋賀大学附属特別支援学校	0	0	1	1	1	0	2	6	9	
	合計	45	53	55	63	62	61	75	90	88	

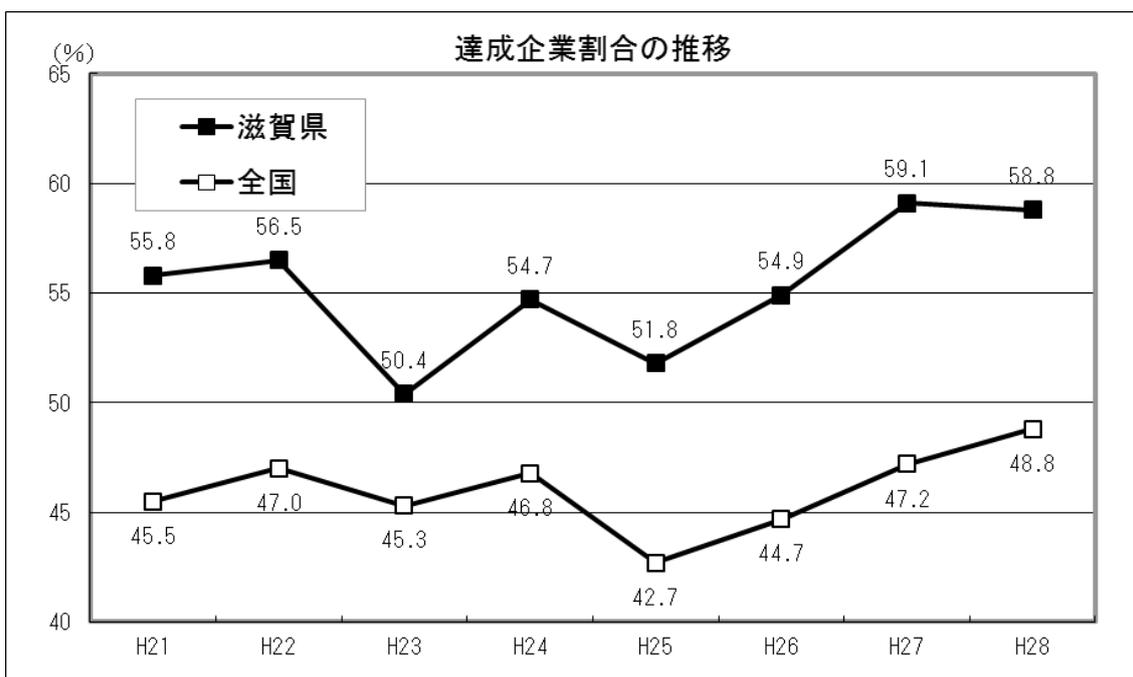
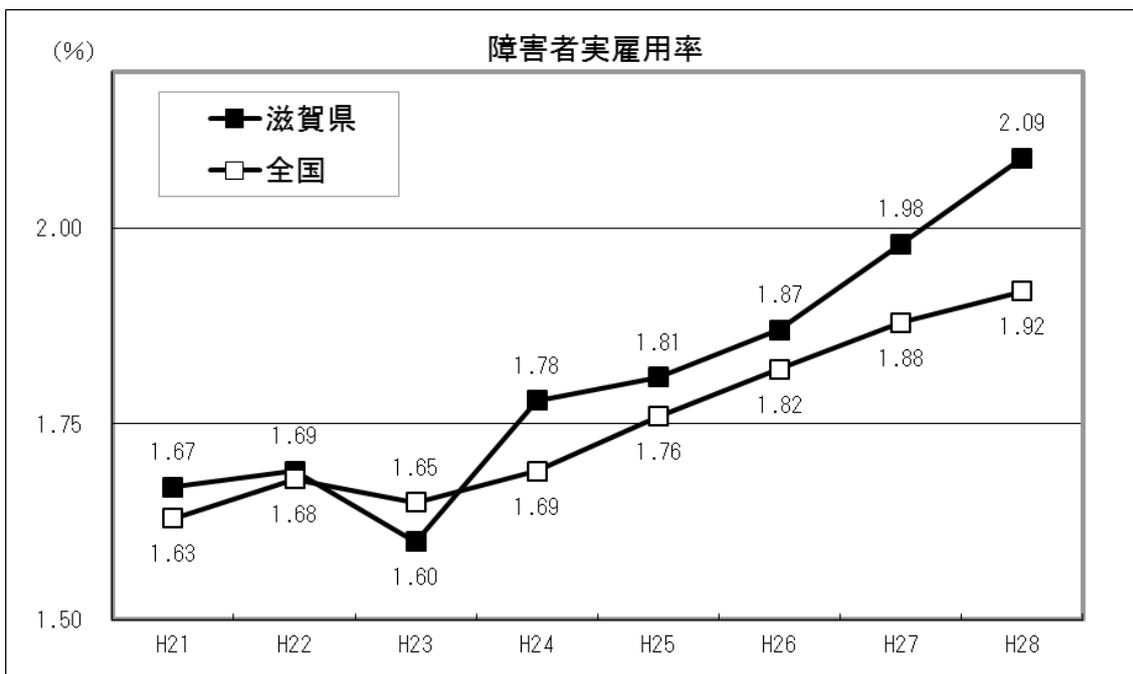
(各年5月1日現在)

資料：障害福祉課調べ



特別支援学校在籍児童・生徒については、年々増加傾向にあります。特に、草津養護学校中学部の在籍児童・生徒数の増加が著しい状況です。H27から三雲養護学校についても記載しています。

## 障害のある人の雇用の状況



滋賀県内に本社のある民間企業において、雇用されている障害がある人は2,714人と過去最高を更新しています。実雇用率で見ると、2.09%、法定雇用率達成企業の割合は58.8%と、いずれも全国平均を上回っています。